# 検証テーマ『復興推進一施策推進上の共通課題への対応』 

検証担当委員 矢守 克也<br>京都大学防災研究所助教授

## （要 約）

本テーマでは，復興施策推進上，さまざまな分野に共通する課題への対応について検証し た。

## 1 震災の特徴——施策推進上の共通課題について検証するにあたって

まず，共通課題を検証する前提として，阪神•淡路大震災（以下，震災）がどのような被害をもたらし，どのような特徴があったのかについて再整理した。その結果，以下の3点を指摘した。すなわち，
（1）被害が甚大で，かつ，長期にわたる災害であった
このため，行政の支援には多くの成果があったが，同時にその限界も明らかとなった。 よって，復興推進には，地域社会やボランティア，NGO との連携も不可欠であり，また，同時に，被災者，被災地の自立を促す支援を長期的視点に立って実施することが重要であ ることを指摘した。
（2）高齢化社会を直撃した災害であった
被災者に占める高齢者の割合，その絶対数のデータは，震災が，高齢化社会を直撃した災害であったことを物語っている。その多くが自力復興が困難であった。このため高齢の被災者に対する支援がとりわけ重要であり，かつ，同時に，その陰に隠れる形で中堅層へ の支援にも問題が生じた。
（3）停滞社会，景気低迷期に発生した災害であった
全国，県内，および，被災地の経済指標は，震災が景気低迷期に発生したことを示して いる。この景気低迷との相乗作用により，高齢者など災害弱者のみならず，中堅•壮年層 も復興に苦しんだ。同時に，全国的な「右肩上がり」に被災地も引き上げられるという従来型の復興構図が成立しにくかった。

以上の整理を踏まえ，復興施策推進に掛かる共通課題を検証する際の視点として，「2復興推進施策の対象要件」，「3 支援施策の段階的拡充」の 2 点をとりあげた。

## 2 復興推進施策の対象要件について

まず，第1の問題として，だれを施策対象とするかという要件設定に関わる問題について検証した。復興施策推進にあたつては，支援対象者が有するさまざまな「格差」（被災の程度，年齢，家族構成，職業，収入など）を念頭に，一律かつ一様な支援がベストではないとの判断にもとづき，支援対象が満たすべき要件が設定されることが多かった。これは，当然の措置であろうが，要件設定のあり方によっては，支援が不十分で「格差」が拡大したり，逆に， かえって，反対方向の「格差」を結果したりすることもある。

具体的には，主に「中堅層」，「県外被災者」，「仮設•復興住宅入居者」の3つを事例とし て，支援対象者の要件に関する検証，すなわち，「本当に支援を必要とする被災者に必要な支援が効果的に行われたのか」について検証を行なった。言いかえれば，これら各層の被災者 に対する支援の実態，および，その成果と問題点を見直すことによって，支援対象の要件（年齢，所得，被害程度など）は適切だったか，について検証を行なったわけである。

これらの事例のほか，日本国籍の有無や言語の違いがある「外国人県民」に対し，必要な支援が届いたかの検証が必要であるが，社会•文化部会の「外国人県民の支援のしくみづく りと地域の国際化の推進」等での重複を避け，国籍による支援施策の適用の格差について確認を行った。

また，「障害者」については，障害を有することを理由に，各種施策の適用から排除される ことはないが，障害者が生活再建に取り組むにあたり，特段の配慮が必要であったと考えら れる。しかし，この点についても，健康福祉部会の「命を守り，救う看護•福祉体制」等に検証を委ねることとした。

さらに， 3 大支援対象要件であったと言える年齢，所得，被害程度のらち，被害程度は，他の 2 つと異なり，その把握方法そのもの（被害認定調査）に問題があったことが指摘され ている。すなわち，被害認定調査は，やむを得ない事情があったとは言え，被災後の混乱期 に，しかも短い期間で実施された。そのため，被害認定の基準設定，手続きの統一，公正性 などについて多くの問題点が指摘されている。これについても独立に節を立てて詳しく検証 する。

## （1）「中堅層」

「中堅層」をとりあげたのは，各種の復興施策は，主に社会的弱者（高齢者，低所得者等）を支援対象と想定して立案•実施され，その結果，中堅層に対する支援策はほとんど なく，さまざまな「格差」が生じたと考えられるからである。しかも，社会的弱者に対す る支援に関してはこれまでも多くが語られ，かつ，本総括検証作業においても他部会等で もとりあげられている。このことも，ここであえて「中堅層」について焦点を当てた理由 の一つである。

「生活復興調査」（兵庫県と京都大学防災研究所巨大災害研究センターが実施）のデータ解析を中心とした検証の結果，「中堅層」は，高年齢の被災者よりも現在の住居への定着希望が少なく，住居への不満が高いことが示唆された。また，「中堅層」は，中年齢•低所得者ほど高くはないが，高年齢•中高所得者よりも職業の変化率が高く，就業，就職への支援が十分であったかが問い直されるデータも得られた。さらに，「中堅層」は，高年齢•中高所得者はもちろん，高年齢•低所得者よりも，「震災前と比べて収入が減った」と回答す る人の割合が大きかった。これには，もちろん，定年による退職の影響等，他の要因も関与しているであろうが，各種給付金等の分配基準に見直しを促すデータであった。

他方で，「中堅層」は，こころのストレス，からだのストレスの点では，高齢者や低所得者よりもはるかに小さな値を示した。よって，この側面については，「中堅層」への支援は適切であり，むしろ，高齢者，低所得者に対する支援が十分であったかについてさらに検証を進めるべきであることが示唆された。

## （2）「県外被災者」

「県外被災者」は，十分な支援が得られなかったとの指摘がある。理由•背景はいくつ かあろう。大混乱の中でその全貌を把握することが困難であったことも事実である。行政 の「属地主義」の壁を指摘する声もある。さらに，県内の避難所，仮設住宅，復興住宅と比較すると，一定の箇所にまとまった人数が生活しているケースは少なく，支援が行き届 かなかったとする見解も存在する。いずれにせよ，本当に支援が必要な被災者に対して必要な支援が行われたかどうかを検証する場合，県外被災者の問題は避けて通ることができ ない。

もちろん，県外居住被災者に対しても，さまざまな行政的働きかけはなされている。主 なものとして，「ふるさとひょうごカムバックプラン」（平成 8 年12月～同10年8月）に よる情報提供（情報紙「ひょうご便り」の送付など），民間賃貸住宅家賃負担事業の拡充（当初対象外とされた県外被災者も，その後対象となった），生活復興資金貸付制度の適用など， がある。さらに，平成 10 年 9 月からの「ふるさとひょうごカムバックプラン 2 」では，兵庫県内に戻ろうとする被災者の登録制度，専用フリーダイヤルによる相談業務なども開始

された。また，「市外•県外避難者ネットワークりんりん」など，民間団体による支援も非常に大きな役割を果たした。

しかし，こうした支援の効果，および，その実施のタイミングについては，問題点，反省点を指摘する声も当初から多かった。たとえば，上記の「りんりん」が，1996年11月 に発行した会報誌は，「兵庫県への要望（案）」として，県外避難の早急な実状調査，避難先の違いによる不公平な施策の是正，兵庫県に戻るための支援，事情があってすぐ戻れな い人への支援，復興基金に県外避難者支援の項目を，の 5 点を訴えている。つまり，県外被災者については，その実状把握が十分でなかったこと，支援施策の適用基準に問題があ ったこと，さらに，施策実行のタイミングが遅れたこと，以上の 3 点が今後の課題として浮上した。

## （3）仮設•復興住宅入居者

仮設•復興住宅に入居した被災者に対する支援が重要な課題であったことは言うまでも ない。仮設住宅入居 46，617世帯，復興住宅入居42，137世帯，この膨大な量ひ とつをとっても，これらの人々に対する支援のあり方が，被災者個人の生活復興にとって も，また，被災地全体の復興にとっても，非常に重要な意味を有していたことがわかる。
「復興推進上の共通課題」をテーマとする本稿では，特に，復興推進施策の対象要件に関 わる問題に焦点をあてながら，主として一般被災者を対象とした「生活復興調査」，および，復興公営住宅入居者を対象とした「災害復興公営住宅団地コミュニティ調査」の結果比較 を中心に，この問題について論じた。

その結果，高齢の被災者や被害程度が大きかった被災者が，元の居住地を離れて新たな生活を開始した仮設•復興住宅では，入居者は，数々の支援施策にもかかわらず，生活復興の歩みはけっして早いとは言えなかった。特に，心身のストレスが高いことが懸念され る。ただし，ボランティアによる支援や団地単位での仲間づくりなどが，入居者の生活再建にプラスの影響を与えていることを示すデータもあり，支援施策が一定の成果をあげて いることもあきらかとなった。

さらに，しばしば問題としてとりあげられた「元いた場所に戻る」ことについては，第 1 に，特に高齢の被災者にとっては，居住地は単なる物理的空間を越えた意味一人生の意味が凝縮された空間としての意味一があることを踏まえ，十分な配慮が求められることを指摘した。しかし，第2に，反面で，復興住宅入居者について言えば，その生活復興の進渉程度と元の居住地との距離は関連をもっておらず，元いた場所に戻れなければ生活復興 はありえないという考えは一面的に過ぎることも明らかとなった。逆に言えば，居住者が，新しい居住地を新たな生活空間として定位できること（具体的には，当事者が「重要な他者」と見なすことができるような人との出会いという要因）が重要であった。

そして，コミュニティ単位での仮設住宅•災害復興公営住宅への入居や，新たなコミュ ニティを創造するための支援を行らことができれば，元の居住地への帰還に拘泥する必要 がない場合もあるとの示唆が得られた。

## （4）外国人県民

被災地のらち神戸地域等は，神戸港を中心として発展してきた経緯から，外国人が多く居住•滞在する地域である。

外国人県民と日本人の最大の格差は，言語と国籍であり，社会•文化部会の「外国人県民の支援のしくみづくりと地域の国際化の推進」で検証されることから，ここでは重複を避け，国籍の違いによる支援施策の適用•不適用等の問題について確認する。

主な復旧•復興の施策として，仮設住宅及び災害復興公営住宅の提供や阪神•淡路大震災復興基金を活用した各種支援策があるが，これらにおいては，日本国籍の有無による差 は見られない。一方，既存の制度•施策において，健康保険未加入による医療費の支払い や，外国人学校等の復旧に対する補助が適用されない事例があったが，いずれも，「外国人県民復興会議」の意見•提言を踏まえ，復興基金を活用した支援が行われた。

このように，外国人県民に対する配慮も相当程度なされたが，近年，世界各国から日本 に居住•滞在する外国人県民が増加していることから，今後の災害に向けては，特に，少数しか居住•滞在していない国の外国人県民への緊急時の支援等について，十分留意して いく必要がある。

## （5）被害認定調査

本震災では，被災者に対するその後の諸施策の対象要件として，年齢，所得，被害程度 の 3 つの要件が重要な位置を占めた。このらち，被害程度については，その認定そのもの に関して課題が残った。第 1 に，認定基準が概括的なものであったために市町村によって認定基準にばらつきが生じた。第2に，認定が必要な家屋が膨大で，かつ，認定作業の時間が短いにもかかわらず，認定を行う人材が不足した。

これらのことから，今後は以下の点が重要となろう。まず，前提条件として，以下の 2点を確認しておこう。第 1 に，国が，平成 13 年に「災害の被害認定基準」を見直すととも に，具体の被害認定のマニュアルとも言える「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」 を定めたことを踏まえる必要がある。同指針では，地震や浸水被害の災害種類，木造•非木造の住家の種類ごとに，被害認定の評価項目等を詳細に定めている。しかし，同指針を適切に使った認定作業を行らには，担当職員等の研修等が必要となってくると考えられる。

第 2 に，阪神•淡路大震災後，国において被災者生活再建支援法の制定や，同法の改正 による居住安定支援制度の創設がなされたほか，各自治体においても，独自の支援制度等 が設けられてきた。これらは，いずれも，住家の被害認定に基づき適用されることとなっ ており，家屋の被害認定は，単に国の被害状況の把握という目的に止まらず，被災者が支援を受けられるかどうかの重要な指標となっている。

以上を踏まえるならば，将来の災害に向けて，発災時の被害認定が迅速•公平に実施で きるような仕組みの構築が不可欠であると考えられる。具体的には，国又は自治体におい て，家屋の被害認定について一定の研修を受けた人材「被害認定士」（仮称）を育成すると ともに，この人材を予め登録しておき，大規模災害時，当該被災市町のみでは被害認定が できない場合は，周辺市町から「被害認定士」を派遣し，迅速•公平な認定が行える仕組 みを構築する必要があるのではないか。

また，現在の非常に詳細で，専門的な被害認定運用指針を，自治体の一般事務職員でも簡易に認定できる内容に改めることも検討する必要がある。

## 3 支援施策の段階的拡充—支援要件の段階的緩和—について

次に，支援施策が，長期にわたる復興過程の中で段階的に拡充されたこと，言いかえれば，支援要件が段階的に緩和されたことについて検証した。阪神•淡路大震災後，被災地は，長期にわたる復興という課題に直面した。それは，先の見えない，長く困難な道のりであった し，今後もその歩みは続く。その間には，予想通りの成果をあげた施策もあったし，思わぬ結果を招いた対応もあった。しかし，今，10年近い年月を経て，われわれは，震災直後から現在へと至る被災社会の変化の全貌を一望のもとに見渡せる地点に立っている。ようやく，
「あの時の施策は拙速であった可能性がある」，あるいは，「この対応はもっと早い時点でと るべきであった」といった，長期にわたるタイムフレームに立った検証作業が実現可能な時点が到来したわけである。

こうした観点にたったとき重要と思われる論点のひとつとして，各種の支援施策が，時間 の経過とともに段階的に拡充されてきたことをどのように評価するか，という課題がある。 すなわち，支援施策は，一般に，行政システムを含め社会が大きな混乱に陥り，かつ，先が読めない震災直後には薄く，その後，予算措置や体制の立て直しに伴って手厚くなる傾向に あった。

これは，一方では，肯定的に評価されるべきものである。未曾有の大災害からの復興過程 は，未曾有の災害そのものと同様，だれにとっても未曾有の体験である。そのすべてを予期

できた者などだれもいない。よって，段階的に拡充されることが多かった復興支援策も，復興の進渉状況，内外の社会•経済的変動など，さまざまな変化に柔軟かつ有効に対応した結果としてこのようになったという一面がある。

しかし他方で，段階的な支援拡充は，時に「さみだれ式」との批判があったように，大き な支援が必要な困笨期には支援が十分行き届かず，逆に，その後，被災者の自己選択による自力復興が求められる時期になって，かえって支援が手厚くなることもあった。このことが，長期的な視点にたったとき，被災者や被災地の復興を阻害した可能性も考えられる。

具体的には，復興支援の枢軸となった「復興基金事業」による支援施策を事例として検証 を実施した。「復興基金事業」は，その財政的基盤が数回にわたって段階的に拡充された。こ れに伴って，「復興基金事業」による支援施策の多くで，それぞれの支援施策を享受可能な要件，対象が段階的に拡充された。主なものだけでも，被災者住宅購入支援事業補助，被災者住宅再建支援事業補助，民間賃貸住宅家賃負担軽減事業，復興まちづくり支援事業補助，商店街•小売市場復興イベント開催事業補助など，多岐にわたる。

この中でも，民間賃貸住宅家賃負担軽減事業をとりあげて具体的な検証を行った。同事業 は，「阪神•淡路大震災により住宅を失った中低所得の被災者が民間賃貸住宅に入居する場合 において，家賃の初期負担の軽減を図るために家賃の一部補助」を行ら事業として位置づけ られ，平成8年7月に制定，同10月試行された。当初，補助対象住宅は，住戸規模が 25 平方メートル以上で，専用の浴室•台所•便所を備えており，かつ，兵庫県内に所在する民間賃貸住宅に限定された。しかし，わずか数ヶ月後の平成 9 年 1 月（施行は同 3 月）には，面積要件，および，設備要件はいずれも撤廃され，所在地要件，補助額も見直された。

本事業は，「阪神•淡路大震災復興誌第 2 巻」（1996 年；p．185）の記述に見られように，元来，災害復興公営住宅や特定優良賃貸住宅を利用することが困難な中堅および低所得者層
（特に，単身者のみの世帯や所得増加の見込めない高齢者のみの世帯）の家賃負担軽減を狙 ったものである。しかし，中堅層，低所得者層にも，避難所から仮設住宅，そして，復興住宅という「単線ルート」をとらなかった被災者も数多く，その多くは民間の賃貸住宅に居住 した。しかも，その一部は，上記要件に満たない小規模住宅あるいは風呂等の設備のない住宅であった。また，上述の通り，県外の賃貸住宅に居住する被災者も無視できないサイズで存在した。このため，当初から，要件の撤廃を求める要望が相次ぐ結果となり，上記の通り，数ヶ月後に要件緩和に至ったものである。

もちろん，当初の要件設定の背景には，被災者救援策と同時に「良好な住居」の全国的整備の一環としての位置づけを重視する国の意向が存在したとも言われる（「大震災問わずには いられない」（神戸新聞社，2000年））。しかし，こうした事情を考慮したとしても，被災後，少なくとも，被災から 2 年弱を経たこの時期の被災者にとって最大の関心事であった住宅再建の重要性に鑑みて，本施策は，施行当初から要件を緩和した形での提示が求められた支援策の一つと結論づけることができよう。あるいは，復興住宅の質量の整備が進むとともに， さらに，復興施策の中心が住宅問題からその他の領域に移行するにしたがって，要件をむし ろ段階的に絞り込むことも可能だったかもしれない。

## 4 今後の災害復興対策への提言

以上の検証を踏まえて復興施策を企画•実施する場合に，一般に考慮が求められる留意点 を提言した。

## （1）支援のメルクマールの抜本的な見直し

被災者への各種支援の要件は，主に家屋の被害程度（全•半壊（焼））や前年度の所得に より設定されてきた。しかし，震災に起因する「仕事の喪失（離職）」や「大幅な収入減」等により，復興が困難な事例が少なくない。

このため，これらの状況も勘案して，適切な支援が行えるよう支援のメルクマールを検討する必要がある。

また，「中堅層」は，他の年代層に比べ収入が多い一方，住宅ローンや教育費等支出も多 いことから，「家計収支」に余裕がないケースが多い。このため，支援策を適用する所得要件を設定する場合，各年代層の「家計収支」の状況も勘案して設定する必要がある。

## （2）広域に避難した被災者の実態把握の仕組みの構築

県外へ避難した被災者について，被災自治体のみでは，その所在等の実態把握は困難で あるため，各種の支援情報が十分届かないケースもあるほか，支援施策の検討にあたって のニーズの把握等が困難である。

このため，大規模災害時には，避難者（被災者）が，支援情報等を必要と判断する場合，避難先の自治体に「被災者である」旨を届出，被災自治体へ連絡が入るような全国的な仕組みの構築が必要である。同時に，機動性のある NGO，ボランティア団体などの活用も有効である。
（3）支援策の一括提示と段階的な縮小による自立促進
各種支援策は，ニーズの有無や復興の進渉状況によって適宜見直される必要があること は当然である。しかし，段階的な支援の拡充は，時に「さみだれ式」となり，被災者が行政に依存し，自立に向けた取り組みが阻害されることが危惧される。

このため，可能な限り，復興過程を見通して，各過程に応じた支援施策を予め一括提示 するとともに，支援内容については，例えば，補助額や率，対象範囲等を段階的に縮小す ることにより，自立への円滑な移行を促す必要がある。

## （本 文）

## 1 震災の特徴—施策推進上の共通課題について検証するにあたって

共通課題を検証する前提として，阪神•淡路大震災がどのような被害をもたらし，どのよ らな特徴があったのかについて再整理しておこう。以下の 3 点が重要である。

## （1）被害が甚大で，かつ，長期にわたる災害であった

阪神•淡路大震災が大きな被害をもたらしたことは，疑いのない事実である。しかし， それ以上に重要なことは，こうした大きな，しかも長期にわたる被害の全貌を把握するこ と自体，大変困難であり，被害の中長期的な影響について，だれもたしかな見通しをもつ ことができなかったという点である。言いかえれば，本震災に対する復旧•復興施策の展開にあたっては，喫緊の課題に対処するのが精一杯で，各種の復興施策をロングレンジの タイムフレームの中で見通し，時期に応じた適切な支援施策を講ずるという視点が欠落•不足しがちであった。

一面では，たしかに，これはやむを得ないことでもあった。あれほどの規模をもつた未曾有の大災害である。今日，震災から10年を経てふりかえるとき，数々の試行錯誤を指摘 することは，容易である。代表的な事例をあげておこう。

たとえば，避難所の設置期間は，通常，災害発生の日から7日間以内とされる（災害救助法による救助の程度，方法及び期間並びに実費弁償の基準（厚生省告示））。しかし，実際には，約 6 か月（神戸市 8 月 20 日，西宮市 9 月 30 日に廃止）続き，神戸市ではさらに，待機所（12 か所）を設置した。

また，復興基金は，平成 7 年 4 月の設立当初， 6,000 億円（基本財産 200 億円，運用財産 5,800 億円）でスタートした。しかし，被災者自立支援金の支給等のため，運用財産の増額及び運用期間の延長を何度か繰り返した。つまり，平成9年3月に，運用財産3，000億円を増額，平成 10 年 5 月に，運用期間の延長（ 3,000 億円を 4 年間延長），平成 13 年 2月に再延長（5，800 億円を 5.5 か月延長）といつた経緯である。

さらに，各種の税制特例の適用期間も，復興状況を勘案して当初の予定から大幅に延長 されている。たとえば，特別貸付に係る契約書の印紙税の非課税（当初 3 年間 $\rightarrow$ 現在 10年間），被災代替資産等の特別償却（当初 5 年間 $\rightarrow$ 現在 10 年間），代替住宅等取得の登録免許税の免除（当初3年間 $\rightarrow$ 現在 10 年間），住宅用地に係る固定資産税の軽減（当初 3 年間 $\rightarrow$ 現在 10 年間）などである。

こうした試行錯誤は，もちろんリサーチ不足，計算違い，誤判断による場合もあろうが， ポジティヴに見れば，被災地に生じた予測しがたい状況変化に可能な限り即応しようとし た結果として生じた場合もある。いずにせよ，復旧•復興施策，支援施策の時系列的展開 は，被災者，被災地の自立を促す支援はいかにあるべきかを考える意味でも非常に重要な意義をもつ。この点は，特に，「3支援策の段階的拡充」でとりあげる。

他方，被害程度が甚大であったことは，もちろん，被災地内部での震災対応に大きな問題をもたらしたが，その直接的，間接的影響をより広範な地域へともたらす結果ともなっ た。特に，震災直後の救援•復旧活動における広域連携の問題，さらに，中長期的な復興期における県外避難者，県外被災者の問題が大きい。これらの問題は，巨大災害に対して は，被災地の一行政組織体（一自治体）の対応には自ずと限界があり，広域にわたる複数

の行政間の相互連携が肝要であること，および，被災地内外の地域社会やボランティア， NGO と行政組織との連携が不可欠であることを明らかにした。

本稿では，特に，「2 復興推進施策の対象要件について」で県外被災者の問題をとりあ げる中で，こうした問題について触れる。

## （2）高齢化社会を直撃した災害であった

表1を見ていただきたい。これらのデータは，阪神•淡路大震災が，かつてない高齢化社会を直撃した災害であったことを物語っている。

1995 年時点で，全国では， 65 歳以上の高齢者は人口全体の $14.6 \%$ を占めていた。これは，関東大震災時の $5.2 \%$ ，伊勢湾台風時の $5.6 \%$ と比較して桁違いの数値である。さらに，「人口動態統計から見た阪神•淡路大震災による死亡の状況」（厚生省調查）によれば，震災時点における兵庫県の高齢化率（ 65 歳以上）は $13.7 \%$ である。ところが，本調査によると， 65 歳以上の方が，震災による死亡者の $43.7 \%$ を占める。これらのデータは，震災が高齢化社会を直撃したこと，そして，まさにその高齢者を襲ったことを物語っている。

以上のような人口動態上の特徴をもった阪神•淡路大震災では，必然的に，高齢の被災者，とりわけ，自律的な生活復興が困難な高齢被災者に対する生活支援が特に重要な課題 として浮上した。しかも，阪神•淡路大震災で認められたこの傾向は，日本社会において は，今後少なくとも半世紀は強まることこそあれ弱まることはないトレンドである。現実 に，2004年に起きたいくつかの災害（新潟•福井水害等，台風第 23 号水害，新潟県中越地震）においては，高齢者の避難誘導，その住宅復旧が大きな課題として浮上している。

しかし，ここでその背後に隠れがちな問題へ目を向けることも重要である。すなわち， こうした高齢者を中心とする「社会的弱者」に対する支援の陰に隠れる形で，中堅層への支援にも問題が生じていた事実である。特に，支援施策の実施が急がれるあまり，支援施策の適用範囲•対象，適用内容の決定にあたつて，年齢，単年度収入など少数のメルクマ ールのみが機械的に運用された点が重要である。この結果として，貯蓄•資産の多寡，ロ ーンの有無，扶養家族の有無•多宣，可処分所得の多寊といった要因が無視あるいは軽視 されることとなった。そのため，実際には，高齢者と同様，あるいは，それ以上に苦しい経済的状況にあった一部の中堅層にほとんど支援がまわらないといった事態も生じた。

表1 関東大震災（1923 年），伊勢湾台風（1959 年），阪神•淡路大震災（1995年）発生年の日本 の人口構成

| 年 齢 階 級 Age groups | 関東大震災 |  |  | 伊勢湾台風 |  |  | 阪神•淡路大震災 |  |  |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
|  | 計 | 男 | 女 | 計 | 男 | 女 | 計 | 男 | 女 |
| 総 数 | 58，119 | 29，177 | 28，942 | 92，973 | 45，709 | 47，265 | 125，570 | 61，574 | 63，996 |
| $0 \sim 4$ 歳 | 7，999 | 4，027 | 3，972 | 8，008 | 4，101 | 3，907 | 6，001 | 3，074 | 2，927 |
| $5 \sim 9$ | 6，788 | 3，429 | 3，359 | 9，702 | 4，952 | 4，750 | 6，547 | 3，354 | 3，193 |
| $10 \sim 14$ | 6，587 | 3，330 | 3，257 | 10，398 | 5，298 | 5，100 | 7，485 | 3，832 | 3，653 |
| $15 \sim 19$ | 5，522 | 2，812 | 2，710 | 9，634 | 4，874 | 4，760 | 8，567 | 4，392 | 4，175 |
| $20 \sim 24$ | 4，975 | 2，527 | 2，448 | 8，497 | 4，262 | 4，235 | 9，907 | 5，050 | 4，857 |
| $25 \sim 29$ | 4，225 | 2，170 | 2，055 | 8，171 | 4，072 | 4，099 | 8，799 | 4，459 | 4，339 |
| $30 \sim 34$ | 3，656 | 1，877 | 1，779 | 7，350 | 3，623 | 3，727 | 8，136 | 4，120 | 4，015 |
| $35 \sim 39$ | 3，349 | 1，701 | 1，648 | 5，813 | 2，602 | 3，211 | 7，830 | 3，951 | 3，879 |
| $40 \sim 44$ | 3，253 | 1，635 | 1，618 | 4，884 | 2，236 | 2，648 | 9，015 | 4，534 | 4，482 |
| $45 \sim 49$ | 2，957 | 1，490 | 1，466 | 4，786 | 2，255 | 2，530 | 10，630 | 5，336 | 5，294 |
| $50 \sim 54$ | 2，260 | 1，129 | 1，131 | 4，087 | 1，999 | 2，088 | 8，932 | 4，428 | 4，503 |
| $55 \sim 59$ | 2，081 | 1，030 | 1，052 | 3，589 | 1，784 | 1，805 | 7，962 | 3，912 | 4，050 |
| $60 \sim 64$ | 1，457 | 701 | 756 | 2，845 | 1，398 | 1，446 | 7，483 | 3，617 | 3，866 |
| $65 \sim 69$ | 1，348 | 627 | 722 | 2，106 | 997 | 1，110 | 6，402 | 3，003 | 3，399 |
| $70 \sim 74$ | 899 | 394 | 505 | 1，510 | 667 | 843 | 4，699 | 1，944 | 2，755 |
| $75 \sim 79$ | 500 | 204 | 296 | 939 | 368 | 571 | 3，292 | 1，262 | 2，030 |
| $80 \sim 84$ | 197 | 73 | 124 | 475 | 166 | 308 | 2，303 | 826 | 1，477 |
| 85 歳以上 | 65 | 20 | 45 | 179 | 53 | 126 | 1，138 | 362 | 775 |
| 90 歳以上 |  |  |  |  |  |  | 443 | 117 | 326 |

出典：総務省調査
参照：http：／／www．stat．go．jp／data／jinsui／wagakuni／index．htm

本稿では，特に「2 復興推進施策の対象要件について」の（1）において，本震災が高齢化社会を襲った災害であることの，言わば背面で生じた非高齢者（特に，中堅層）への支援が抱えていた問題について検証する。
（3）停滞社会，景気低迷期に発生した災害であった
社会の災害復興にとつて，住宅（すまい），人口，雇用，経済（消費•生産）の 4 つの要素が相互に密接に結びついていることは言うまでもない。住宅が再建されなければ人は戻 らず，人口が回復しなければ経済は活性化せず，経済が停滞すれば雇用も停滞する。そし て，雇用がないところに，人は帰つてこない。

公共的な投資による経済活性化は，この悪循環を断ち切るために実施される代表的施策 である。表2は，平成 6 年（1994年）から平成14年（2002年）までの公共工事請負金額 を被災地内，被災地外，兵庫全県，全国で比較したものである。また，表3は，同時期の有効求人倍率を示したものである。一見してわかるとおり，被災地では，被災後の平成 7 ～9年にかけて，非常に多くの公共工事がなされ，それが，同時期の雇用の創出（有効求人倍率の改善）につながっている。
（単位：億円，（ ）内 $\mathrm{H} 6=100$ ）

|  | H6 | H7 | H8 | H9 | H10 | H11 | H12 | H13 | H14 |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
| 被 災 地 | $\begin{array}{r} 6.418 \\ (100.0) \end{array}$ | $\begin{aligned} & 12,855 \\ & (200.3) \end{aligned}$ | $\begin{gathered} 12,818 \\ (199.7) \end{gathered}$ | $\begin{array}{r} 8,389 \\ (130.7) \end{array}$ | $\begin{gathered} 5,747 \\ (89.5) \end{gathered}$ | $\begin{aligned} & 4.776 \\ & (74.4) \end{aligned}$ | $\begin{aligned} & 4.128 \\ & (64.3) \end{aligned}$ | $\begin{aligned} & 3,064 \\ & (47.7) \end{aligned}$ | $\begin{gathered} 2,938 \\ (45.8) \end{gathered}$ |
| 被災地外 | $\begin{array}{r} 3,489 \\ (100.0) \end{array}$ | $\begin{array}{r} 3,895 \\ (111.6) \end{array}$ | $\begin{array}{r} 4.219 \\ (120.9) \end{array}$ | $\begin{array}{r} 4,059 \\ (116.3) \end{array}$ | $\begin{array}{r} 4,005 \\ (114.8) \end{array}$ | $\begin{array}{r} 4,134 \\ (118.5) \end{array}$ | $\begin{array}{r} 3.511 \\ (100.6) \\ \hline \end{array}$ | $\begin{aligned} & 2,936 \\ & (84.1) \end{aligned}$ | $\begin{gathered} 2.502 \\ (71.7) \end{gathered}$ |
| 全 県 | $\begin{array}{r} 9,907 \\ (100.0) \end{array}$ | $\begin{aligned} & 16,750 \\ & (169.1) \end{aligned}$ | $\begin{aligned} & 17.037 \\ & (172.0) \end{aligned}$ | $\begin{aligned} & 12,449 \\ & (125.7) \end{aligned}$ | $\begin{aligned} & 9.752 \\ & (98.4) \end{aligned}$ | $\begin{aligned} & 8,911 \\ & (89.9) \end{aligned}$ | $\begin{gathered} 7.639 \\ (77.1) \end{gathered}$ | $\begin{aligned} & 6.000 \\ & (60.6) \end{aligned}$ | $\begin{gathered} 5.440 \\ (54.9) \end{gathered}$ |
| 全 国 | $\begin{gathered} 250,241 \\ (100.0) \end{gathered}$ | $\begin{array}{r} 248.197 \\ (99.2) \end{array}$ | $\begin{gathered} 261,355 \\ (104.4) \end{gathered}$ | $\begin{array}{r} 237.765 \\ (95.0) \end{array}$ | $\begin{array}{r} 241,500 \\ (96.5) \end{array}$ | $\begin{array}{r} 245,351 \\ (98.0) \end{array}$ | $\begin{array}{r} 219,200 \\ (87.6) \end{array}$ | $\begin{array}{r} 200.777 \\ (80.2) \end{array}$ | $\begin{array}{r} 184.558 \\ (73.8) \\ \hline \end{array}$ |

（資料）㨆西日本建設業保証

表 3 有効求人倍率（出典：同上）
（単位：倍）

| 区 分 | H 6 | H 7 | H 8 | H 9 | H 10 | H 11 | H 12 | H 13 | H14 |
| :---: | ---: | ---: | ---: | ---: | ---: | ---: | ---: | ---: | ---: |
| 被災地 | 0.35 | 0.40 | 0.51 | 0.47 | 0.33 | 0.29 | 0.38 | 0.41 | 0.37 |
| 被災地外 | 0.69 | 0.68 | 0.80 | 0.79 | 0.53 | 0.49 | 0.56 | 0.55 | 0.52 |
| 全 県 | 0.45 | 0.48 | 0.61 | 0.58 | 0.39 | 0.35 | 0.44 | 0.45 | 0.42 |
| 全 国 | 0.64 | 0.63 | 0.70 | 0.72 | 0.53 | 0.48 | 0.59 | 0.59 | 0.54 |

（資料）兵庫労働局，厚生労働省

しかし，この間の全国的なトレンドは，景気後退である。全国的にみると，公共工事請負金額は，平成 6 年度の基準値 100 から 95．0（H9），87．6（H12），73．8（H14）と降下して いる。これに伴って，全国の有効求人倍率も，平成 6 年度の 0.64 から，平成 9 年度にいっ たん 0.72 まで回復するものの，その後は，0．53（H10），0． 48 （H11），0．59（H12），0．59 （H13），0．54（H14）と低迷が続く。
重要なことは，被災地において，震災後の集中的な公共投資（平成 9 年まで）の後に訪 れた，言わば，「正念場」と，全国的な景気後退期とが重なり合ったことである。これによ つて，被災地は，戦後の災害復興に総じて共通していた復興の構図——全国的な「右肩上 がり」のトレンドに引き上げられる構図——を奪われてしまった。逆に，両図から見てと れるように，被災地は，全国的な下降トレンドのあおりを受ける形で，公共工事請負金額，
有効求人倍率とも全国レベルをさらに下回る水準で推移することになる。
戦後日本社会は，伊勢湾台風（昭和 34 年）を筆頭に，数多くの災害を体験してきた。し かし，戦後の混乱期に発生した災害（枕崎台風（昭和 20 年），南海地震（昭和 21 年），福井地震（昭和 23 年）など）を除くと，それらの多くは，社会の発展期に生じた災害であっ た。すなわち，一時的な拡大•縮小のサイクルはあるものの，基本的には，「右肩上がり」 の高度経済成長下の社会に生じた災害であった。全体のパイが（急速に）拡大している限 りにおいて，その局所（被災地）に生じた打撃は，——もちろん，取りかえしのつかない ものもあるが—相対的に容易に回復可能である。

表3，4に見る長期トレンドは，この「右肩上がりのトレンドに引き上げられる」とい う復興の構図が，平成不況下，正確には，少なくとも数十年単位で続く人口の停滞•減少期に入った中で起こった阪神•淡路大震災では成立し得なかったことを端的に表している。逆に言えば，震災は，被災地そして被災者に，これまでにはない災害復興のあり方を模索 するという困難な課題をつきつけたと言えるであろう。

## 2 復興推進施策の対象要件について

## （1）中堅層に対する支援

先に述べたように，各種の復興施策は，主に，社会的弱者（高齢者，低所得者等）を支援対象と想定して立案•実施された。その結果，中堅層に対する支援策はほとんどなく， さまざまな支援に格差が生じたことも否めない。もちろん，社会的弱者が，「真に支援が必要な被災者」であることも多いであろう。しかし，他方で，本震災では，多くの復興施策，支援施策の対象外となることが多かった中堅層の生活再建が立ち遅れ，このことが，被災地全体の復興の遅れにつながったとの指摘もある。

たとえば，林（「阪神•淡路大震災からの生活復興2001—パネル調査結果報告書—」，京都大学防災研究所巨大災害研究センター，2001年）は，被災者のライフステージが被災者 の震災からの復興に大きな影響を及ぼしていることを指摘している。その上で，非常に重要な点として， 20 から 30 歳代の若年層， 40 歳から 50 歳代の実年層（本稿に言う中堅層に相当）， 60 歳代以上の高年齢層との間で「生活復興感」を比較すると，実年層と高年齢層 との間にはほとんど差はなく，高年齢層および実年層は若年層と比べて，生活復興感が相対的にに低いことに注意を促している。

さらに，高寄（「阪神大震災と生活復興」，勁草書房，1999 年）は，「貧困の罠」をキー ワードに，諸施策の対象が低所得者に傾斜し過ぎ，中所得者層が冷遇され，政策としては「貧困の罠」（poverty trap）に陥っていることを指摘している。すなわち，生活再建が困難な，自立再建力の乏しい被災者への公的支援の優先投入そのものには誤りはなかったと しながらも，生活困笨度を正確に反映した政策立案，実行が行われたかには問題があった としている。その上で，結果として，中年層•自営層が不利な「貧困のわな」が生じたこ とは否定できない事実である，と述べている。

以上の点について検証するために，ここでは，まず，各種の調査データを用いて，ア中堅層への支援の実態，および，イ中堅層の生活再建•復興の実態についておさえておくこ とにしよう。

## ア 中堅層への支援の実態

まず，中堅層への支援の実態についてまとめておくことにしよう。
表 4 は，復興基金事業による支援施策の一覧である。表 4 から分かるように，実は，収入，年齢，被害程度という 3 基準によってその内容•質量が異なる支援施策は，巷間議論されているほどには多くはない。すなわち，110 あまりの事業のうち，収入，年齢，被害程度のらち少なくとも 1 つをメルクマールとして支援内容に格差をつけた施策は，
「被災者自立支援金」（収入，年齢，被害程度を基準），「民間賃貸住宅家賃負担軽減事業」 （収入，被害程度を基準），「生活復興資金貸付金利子補給」（収入，被害程度を基準），
「被災地求職者特別訓練事業補助」（年齢，被害程度を基準），「被災地しごと開発事業補助」（年齢，被害程度を基準）など，15 事業に過ぎない。上記 3 つの基準をすべてメル クマールとして採用したものは，「被災者自立支援金」のみである。

表 4 復興基金事業一覧（分野別•用件別）

| 区分1 | 事 業 名 | $\begin{aligned} & \text { 実施•场 } \\ & \text { 終了 } \\ & \hline \end{aligned}$ | 内 容 | 補助額 | 収 入 | 年 齢 | 住宅被害 | その他被害 |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
| 住宅 | 被炎者住宅購入支援事業補助 | 受付中 | 住宅購入の借入金への利子補給 | $\begin{aligned} & \text { 最高1,140万円 } \times 2.5 \% \times 5 \text { 年 (一定の地域: }+ \\ & (1 \% \times 5 \text { 年) }) \end{aligned}$ | $\begin{aligned} & \text { 所得1,431万円(給与以外 } \\ & 1,200 \text { 万円) } \end{aligned}$ |  |  |  |
| 住宅 | 被炎者住宅再建支援事業補助 | 受付中 | 住宅建設の借入金への利子補給 | $\begin{aligned} & \text { 最高1,140万円 } \times 2.5 \% \times 5 \text { 年 }(\text { (定の地域 }:+ \\ & (1 \% \times 5 \text { 年) }) \end{aligned}$ | $\begin{aligned} & \text { (所得1,431万円(給与以外 } \\ & 1,200 \text { 万円) } \\ & \hline \end{aligned}$ |  |  |  |
| 住宅 | 被災市街地復興土地区画整理 業業地区内土地利用促進 | 受付中 | 区画整理地区内に自宅を新築•購入する借入金への利子補給 | 最高 1,140 万円 $\times 1.7 \% \times 5$ 年 | $\begin{aligned} & \text { 所得1,431万円(給与以外 } \\ & \text { 1,200万円) } \\ & \hline \end{aligned}$ |  |  |  |
| 住宅 | 被災マンション建替支援利子補給 | 受付中 | マンション再建の借入金への利子補給 | 最高1，140万円， 10 年間 （公庫融资） 5 年 $\times 2.5 \%$ 年 $\sim \times 1 \%$ （民間融資） 5 年 $\times 1.925 \%$ ， 6 年 $\sim 0.5 \%$ |  |  |  |  |
| 住宅 | 住宅債務賽還特別対策 | 受付中 | 既存住宅ローン（残 400 万円以上）を償還 しながら，住宅の再建のために融資（500万円以上）を受けた被災者を対象に補助 |  | 所得1，431万円（給与以外 1，200万円） |  |  |  |
| 住宅 |  | 受付中 | 県•市単の住宅融資への利子補給 | $\begin{aligned} & \text { 最高800万円 } \times 1.65 \% \times 5 \text { 年 }(一 \text { 定の地域 }:+ \\ & (1 \% \times 5 \text { 年) }) \\ & \hline \end{aligned}$ | 所得1，431万円（給与以外 1，200万円） |  |  |  |
| 住宅 | 高齢者特別融資（不動産活用 型） 利子補給 | 受付中 | $\begin{aligned} & \text { 市町が実施する高齢者特別融資 (不動 } \\ & \hline \text { 産活用型) への利子補給 } \\ & \hline \end{aligned}$ | 融資残高 $\times 3 \% \times 10$ 年 |  |  |  |  |
| 住宅 | 定期借地権方式による住宅再建支援事業補助 | 受付中 | 定期借地権方式の住宅再建支援事業へ | 最高 1,140 万円 $\times 3 \% \times 10$ 年 | 所得1，000万円以下 |  |  |  |
| 住宅 | 復興土地区画整理事業等融資融資利子補給 | 受付中 | 区画整理事業の清算金支払いに伴う権利者の資金調達への利子補給 | 最高 1,140 万円 $\times 3 \% \times 5$ 年 |  |  |  |  |
| 住宅 | 小規模共同建替等事業補助 | 受付中 | 小規模な共同建替，協調建替等への補助 | 補助対象経費の $2 / 3$ 最高 260 万円 対象経費：調査設計費，土地整備費，給排 |  |  |  |  |
| 住宅 | 隣地買堌し宅地規模拡大支援 利補給 | 受付中 | 狭小な宅地の隣地購入の資金への利子補給 | 最高 1,140 万円 $\times 2.5 \%$（公的融資）$\times 5$ 年 | 所得1，000万円以下 |  |  |  |
| 住宅 | 高齢者住宅再建支援事業補助 | 受付中 | 融資を受けずに住宅を再建する高龄者 への補助 | 補助対象限度額1，140万円 <br> 補助額：100万円につき5万円（ただし，補修の <br> 場合は，250万円を控除） | 所得690万円以下 | $\begin{aligned} & \text { 65歳以上 } \\ & \text { (建時) } \end{aligned}$ |  |  |
| 住宅 | 被災者向けコレクティブ・ハウジ ング等建設事業補助 | 受付中 | コレクテアブ・ハウジングの協同空間整備費の補助 |  |  |  |  |  |
| 住宅 | 総合住宅相談所設置運営事業 補 | 受付中 | 住宅建設等について総合的な相談指導 を行う「総合住宅相談所」の設置•違営の ほか，住宅再建ヘルレパー派遣経費を補 助 |  |  |  |  |  |
| 住宅 | 復興まちづくり支援事業補助 | 受付中 | $\begin{aligned} & \text { まちづくり支援センターが行ら復興まちづ } \\ & \text { くり支援事業への補助(まちらくらアトバイ } \\ & \text { ザーの派遣, 緑化事業の補助等) } \end{aligned}$ |  |  |  |  |  |
| 住宅 | 民閏住宅共同化支援利子補給 | 実施中 | 共同住宅の建設資金への利子補給 | 利子補給対象額 1,140 万円 $/$ 戸，期間 10 年 （公庫） 5 年 $2.5 \%, 6$ 年～ $1 \%$ （民間） 5 年 $1.925 \%$ ， 6 年～ $0.5 \%$ |  |  |  |  |
| 住宅 | 被災マンション供用部分補修支援利子補給 | 実施中 | 公庫の災害融資を受け，マンション共用部分の補修を行う管理組合等への利子補給 | 公庫融資の最高 830 万円／戸，期間 10 年利子補給： 5 年 $2.5 \%$ ， 6 年～ $1 \%$ |  |  |  |  |
| 住宅 | 大規模住宅補修利子補給 | 実施中 | 住宅の補修資金（500万円以上）への利子補給 | 最高 830 万円 $\times 2.5 \% \times 5$ 年 （ただし，借人額から 250 万円控除） | $\begin{aligned} & \text { 所得1,431万円(給与以外 } \\ & \text { 1,200万円) } \end{aligned}$ |  |  |  |
| 住宅 | 業 ${ }^{\text {間賃貸住宅家賃負担軽減事 }}$ | 実施中 | 民間賃貸住宅の家賃への補助 | 平成 $8 \sim 11$ 年度家賃の $1 / 2$ ，最高月 3 万円 平成 12 年度 定隻の $1 / 3$ 最高月 2 万円 平成 $13 \sim 17$ 年度家貨の $1 / 6$ ，最高月 1 万円 | 収入分位 $50 \%$ 階層以下（概 ね年収 $500 ~ 600$ 万円以下） ただし，14年度以降は，政令月収 20 万円以下 |  | 住宅の滅失 |  |
| 住宅 | 災害復興準公営住宅建設支援事業補助 | 実施中 | 特定優良賃貸住宅制度を活用する土地所有者への補助 | （1）調査設計費： 20 万円／戸以内 （2）防災関連施設整備費：整備費の $1 / 5$ 以内 （3）家賃減額補助：国庫補助終了後の緩和 （4）利子補給：当初 5 年 $0.5 \%$ ， 6 年～公庫金利 $-3 \%$（最高 $1.15 \%$ ） |  |  |  |  |
| 住宅 | 特定借上•特定目的借上公共賃貸住宅建設支援事業補助 | 実施中 | 特定借上•特定目的借上公共賃貸住宅制度を活用する土地所有者への補助 |  |  |  |  |  |
| 住宅 | $\begin{aligned} & \text { 被災者向けファミリー賃貸住宅 } \\ & \text { 建設促進利子補給 } \end{aligned}$ | 実施中 | $\begin{aligned} & \text { 被災者向けファリミー賃貸住宅融資への } \\ & \text { 利子補給 } \end{aligned}$ | 最高 1,990 万円／戸 $\times 1 \% \times 5$ 年 |  |  |  |  |
| 住宅 | 宅地防災工事融資利子補給 | 実施中 | 宅地防災工事資金への利子補給 | 利子補給対象額： 1,390 万円 利子補給： 5 年間 6年 $\sim$ 無利子となる利子（公庫） |  |  |  |  |
| 住宅 | $\begin{array}{\|l\|l} \text { 生活福祉資金貸付金利子補給 } \\ \hline \end{array}$ | 実施中 | 仮設住宅から恒久住宅へ転居するため の生活福祉資金利用者への利子補給 | 最高 50 万円 $($ 貸付限度額 $) \times 3 \% \times$ 据置期間 後 5 年間 （＊据置期間 $(1$ 年）は無利子） | 低所得世帯 | 高齢者世帯 |  |  |
| 住宅 | ひようご輸入住宅総合センター設置運営事業補助 | （10）終了 | 輸入住宅の総合センターの設置•運営費 |  |  |  |  |  |
| 住宅 | $\begin{aligned} & \text { 被災宅地二次災害防止対策事 } \\ & \text { 業補助 } \end{aligned}$ | （11）終了 | 宅地の応急復旧工事をする場合で，融資を受けられない被災者への補助 |  |  |  |  |  |
| 住宅 | 被災宅地二次災害防止緊急助成 | （11）終了 | 末復旧の被災宅地の二次災害を防止す るための補助 | 補助対象工事費用（最高900万円）の $1 / 2$ |  |  |  |  |
| 住宅 | 持家再建待機者等支援事業補助 | （11）終了 | 持ち家完成までの間の一時的な民賃入居家賃•移転費の補助 | （1）家任補助： 2 年間月3万円 （2）移転费：定額 |  |  |  |  |
| 住宅 | 災害復興公営住宅入居予定者事前交流事業補助 | （1）終了 | 災害復興公営住宅入居者の不安解消の ため実施する交流事業への補助 |  |  |  |  |  |
| 住宅 | 公営住宅入居待機者支援事業補助 | （12）終了 | 仮設住宅入居者で，公営住宅完成まで の間，一時的な民賃入居への補助 | （1）家貨補助：月額 7 万円（最長2年間） ※借り上げる県住宅公社へ助成 （2）移転費：定額 |  |  |  |  |
| 住宅 | 災害復興グループハウス整備 事業補助 | （12）終了 | 福祉的なサービスを要する被災者のため の住宅整備への補助 | 災害復興グループハウスの整備費 最高600万円 $/$ 戸（借上は5年を限度） |  |  |  |  |
| 住宅 | $\begin{aligned} & \begin{array}{l} \text { 景観ルネサンス・まちなみ保全 } \\ \text { 業補助 } \end{array} \\ & \hline \end{aligned}$ | （13）終了 | まちなみ形成に重要な建築物等の復元，施設整備等への補助 | $\begin{aligned} & \text { (1)外観的修復費の } 1 / 2 \text { (最高 } 350 \text { 万円) } \\ & \text { (2)施整備の } 1 / 2 \text { (最高150万円) } \\ & \hline \end{aligned}$ |  |  |  |  |
| 住宅 | 学生寄宿舎建設促進利子補給 | （14）終了 | 学生向け賃貸住宅を供給する事業者へ の利子補給 | 最高 400 万円／戸 $\times 1 \% \times 5$ 年間 |  |  |  |  |
| 住宅 | 公営住宅特別交換（暫定入居）支援事業補助 | （15）終了 | 希望する地域の公営住宅へ人居するま での間，軗定的に入居する公営住宅へ の移転費等を補助 | $\begin{aligned} & \text { (1)移転費:定額 } \\ & \text { (2) 補修:買高20万/戸 } \end{aligned}$ |  |  |  |  |
| 交業 | 事業再開者•新規開業者支援資金利子補給 | 受付中 | 県•神戸市の事業再開•新規開業貸付等 への利子補給 | 最高1， 000 万円 $\times 2.5 \% \times 3$ 年間 |  |  | 新規開業：住宅が全•半壊 | 事業再開：事業所が全•半壊 |
| 産業 | 政府系中小企業金融機関災害復旧資金利子補給 | 受付中 | $\begin{aligned} & \text { 政府系中小企業金融機関からの借入へ } \\ & \hline \text { 利子補給 } \end{aligned}$ | 最高 2,000 万円 $\times 2.5 \% \times 3$ 年 $\quad$＊赤字事業所は，現在 10 年間まで延長 |  |  |  |  |
| 交業 | 国民生活金融公庫融資利子補 | 受付中 | 国民金融公庫からの借入への利子補給 | 最高 2,000 万円 $\times 2.5 \% \times 3$ 年 ＊＊赤字事業所は，現在 10 年間まで延長 |  |  |  |  |


| 区分1 | 業 | 春施 ${ }^{\circ}$終了 | 内 | 補助額 | 収 | 年 齢 | 住宅被害 | その他被害 |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
| 交業 | 本格復酓促進支援利子補給 | 受付中 | 政府系金融機関からの本格復興資金借入への利子補給 | 最高 2,000 万円 $\times 2.5 \% \times 3$ 年間 |  |  |  | 事業所が全• 半溒で，事業 活動に一定の 支障が生じて いる中小企 業•商店街 |
| 交業 | 産業復興ベンチャーキャピタル制度 | 受付中 | ひようご中小企業活性化センターが実施 する，新たに事業を興す中小企業者への支援事業への助成 |  |  |  |  |  |
| 交業 | 新産業構造拠点地区進出企業貨料補助 | 受付中 | 新産業構造拠点地区へ進出する新規成長産業分野への企業への賃料補助 | ```(1)新産業構造拠点地区 \(2,500 \mathrm{H} / \mathrm{m}^{2} \cdot\) 月 \(\times 3\) 年 \((\) 最高 500 万円 \(/\) 年) (2)中核施設オフィス * (1) 終了の 4 年目以降 \(1,000 \mathrm{H} / \mathrm{m}^{2} \cdot\) 月 \(\times 3\) 年 (最高 500 万円 \(/\) 年)``` |  |  |  |  |
| 交業 | 新産業構造逝点地区中核的施設建設費補助•利子補給 | 受付中 | 市町条例で定める中核的な施設の建設費補助，利子補給 | $\begin{aligned} & \text { (1)補助:建設费 (最高 } 1000 \text { 億円) } \times 5 \% \\ & \text { (2)利子補給:最高 } 50 \text { 億円 } \times 1 \% \end{aligned}$ |  |  |  |  |
| 交業 | $\begin{aligned} & \text { 新厗業構造拠点地区形成促進 } \\ & \text { 助成金交付事業 ( (特別会計事 } \end{aligned}$ 業) | 受付中 | 新産業構造拠点地区で，新規成長産業 を行う事業者を対象に助成 | （1）オフイス賃料： 2,000 円 $/ \mathrm{m}^{2} \cdot$ 月 $\times 3$ 年（最高 400 万円／年） （2）進出調查：調查費の $1 / 4$（最高 100 万円） |  |  |  |  |
| 交業 | 被炎就業者支援事業 | 受付中 | 県勤労福祉協会が実施する，就業支援 を希望する中高年被苂者（ししょうと開発事 業登録者）への相談，職業訓練への補助 | 定額 |  |  |  |  |
| 交業 | 地域産業活性化支援事業禣助 | 受付中 | 中小企業団体の販路開拓や情報化推進 の事業への補助 | 補助対象経费の $1 / 2$ 業䖽団体最高 1,000 万円 公益法人：最高 2,000 万円 （1） |  |  |  |  |
| 交業 | 商店街•小売市場復興イベント開催支援事業補助 | 受付中 | 商店•小売市場が開催する復興イベント への補助 |  |  |  |  |  |
| 產業 | 商店街•小売市場共同施設建設費補助 | 受付中 | 商店街•小売市場が建設する共同施設 の建設費補助 | 補助対象経費の $1 / 4$（最高 600 万円） ただし，事業費100万円以上の事業 |  |  |  |  |
| 交業 | 小規模製造企業復興推進事業 | 受付中 | 小規模企業が共同で取り組む自立復興 事業（共同展示会，共同カタログ作成等） への補助 | 補助対象経費の $1 / 2$（最高500万円／団体） |  |  |  |  |
| 交業 | 被災商店街コミュニティ形成支援事業補助 | 受付中 | 空き店舗等を活用したコミュニティ空間形成への補助 | 補助対象経費の $1 / 3$ 以内（最高： 1 年目 50 万円，2年目 27.5 万円） |  |  |  |  |
| 交業 | 被災商店街空き店舗等活動支援事業補助 | 受付中 | 空き店舗，空き地等を活用し，商店街が実施する実験的共同店舗，新規開業者誘致への補助 | 補助対象経費の $1 / 3$ 以内（最高： 1 年目 40 万 円， 2 年目 24 万円） |  |  |  | 構成員の5\％以上が全•半壊等の商店街等 |
| 交業 | 共同店舗実地研修支援事業補助 | 受付中 | 被災商業者が行らセルフ方式の共同店舗運営のための実施研修への補助 | 補助対象経費の1／4（最高50万円） |  |  |  | 構成員の5\％以上が全•半壊等の商店街等 |
| 交業 | 小規模事業者事業再開支援事業補助 | 受付中 | 未再開の小規模事業者が事業再開ため の店舗•事業所等の借上等への補助 | $\begin{aligned} & \text { 補助対象経费の } 1 / 2 \text { (最高:家賃 } 4,000 \mathrm{~m}^{2} / \\ & \text { 月, 地代 } 2,500 \mathrm{~m}^{2} / \text { 月, } 100 \text { 万円以) } \\ & \hline \end{aligned}$ |  |  |  | $\begin{aligned} & \text { 事業所が全• } \\ & \text { 半壊 } \end{aligned}$ |
| 交業 | 緊急災害復旧資金利子補給 | 実施中 |  | $\begin{aligned} & \text { 最高 } 2,000 \text { 万円 } \times 2.5 \% \times 3 \text { 年 } \\ & \text { *赤字事業所は, 現在 } 10 \text { 年間まで延長 } \end{aligned}$ |  |  |  | $\begin{array}{\|l\|} \hline \text { 事業所が全• } \\ \text { 半壊 } \end{array}$ |
| 交業 | 商店街•小売市場共同仮設店哺緊急対策事業補助 | （8）終了 | 商業者団体が設置する共同仮設店舗の 設費を補助 | 建設费の $1 / 4$（最高 1,000 万円） リース料の $1 / 4$（最高 500 万円） ＊いずれも，市町の同額補助が必要 |  |  |  |  |
| 䢒業 | 路線ぐス災害復旧費補助 | （8）終了 | 路線バスの被災施設の復旧費用の補助 | 復旧費用の1／2 |  |  |  |  |
| 䢒業 | テレビCM放映事業補助 | （8）終了 | 教光PRのためのテレビCM放映の補助 |  |  |  |  |  |
| 産業 | 会議，大会等誘致奖励金交付事業補助 | （8）終了 | 宿泊を伴ら50名以上の会議，大会の開催 経費を補 |  |  |  |  |  |
| 交業 | $\begin{aligned} & \text { 観光復興リレーイベント開催事 } \\ & \hline \end{aligned}$ | （8）終了 | $\begin{aligned} & \text { 観光復興イベントとして, 地域の祭りやイ } \\ & \text { ベントの開催経費を補助 } \end{aligned}$ | 補助対象経費の $1 / 2$（最高 100 万円） |  |  |  |  |
| 交業 | 俛光対策推進事業補助 | （9）終了 | 明石海峡大橋を活用したキャンペーン事業の経費を補助 |  |  |  |  |  |
| 交業 | 被災商店街復興支援事業禣助 | （9）終了 | 商店街等を中心とする組織が，地域と体的に取り組むまちづくり構想策定の経費を補助 | 補助限度額300万円 |  |  |  |  |
| 交業 | 㕍用維持奖励金 | 110終了 | $\begin{aligned} & \text { 事業主の講じた雇用維持のための経費 } \\ & \text { を補助 } \end{aligned}$ | 支給率：雇用維持に要した経费の $1 / 8 \sim 1 / 9$ 対象期間：H7．10．1～H10．1．22の実施措置 |  |  |  |  |
| 交業 | 環境事業団融資利子補給 | （11）終了 | 環境事業団からの借入への利子補給 | 最高2，000万円 $\times 2.5 \% \times 3$ 年 |  |  |  | $\begin{array}{\|l\|} \hline \text { 事業所が全• } \\ \text { 半壊 } \end{array}$ |
| 交業 | 被災者㕍用奨励金 | （1）終了 | 被災者又は震災による離職者を新たに雇用した雇用主へ奨励金を支給 | 支給額：雇用1人当たり50万円 ＊H8．4．1～H12．3．31までに震災失業者を常 用扉用とて新たに雇いいスれ，奖励金支給 後も相当期間雇用することが確実と見达ま れる事業主 |  |  |  |  |
| 交業 | 震災復興高度化促進事業補助 | （13）終了 | 商店街等の高度化事業計画書の作成経費を補助 | 対象経費の $1 / 4$（最高 250 万円） |  |  |  |  |
| 交業 | 店舖共同化促進利子補給 | （13）終了 | 災害復旧高度化事業実施組合の参加者再編のための資金借入への利子補給 |  |  |  |  |  |
| 交業 | $\substack{\text { 農林漁業関係制度資金利子補 } \\ \text { 給 }}$ | （13）終了 | 農林漁業制度資金の借入への利子補給 | 最高 2,000 万円 $\times 2.5 \% \times 3$ 年 |  |  |  | $\begin{array}{\|l\|} \hline \text { 事業所が全• } \\ \text { 半壊 } \end{array}$ |
| 交業 | $\begin{aligned} & \text { 港湾運送事業者等復興支援利 } \\ & \hline 子 \text { 補給 } \end{aligned}$ | （13）終了 | $\begin{aligned} & \text { 県•神戸市の経済変動対策資金融資へ } \\ & \hline \text { 利子補給 } \end{aligned}$ | 最高 2,000 万円 $\times 2.5 \% \times 3$ 年 |  |  |  |  |
| 交業 | 民有海岸保全施設復旧融資利子補給 | （14）終了 | 企業等保有の護岸等を复旧するための 日本豧給 | 融資額 $\times 1 \% \times 5$ 年 |  |  |  |  |
| 生活 | 被災者自立支援金 | 受付中 | 被災世帯が，自立生活を再建できるよう支援金を支給 | $\begin{aligned} & \text { 最高 } 150 \text { 万円 (交流経費加算 } 30 \text { 万円を } ~ \text { を }) ~ \\ & \text { *年齢, 所得, 世帯人・により支給額を・定 } \end{aligned}$ | 所得600万円以下，510万円以下， 346 万円以下の 3 •階 |  | $\begin{aligned} & \text { 全罣, 又は, } \\ & \text { 半壊から解 } \\ & \text { 体 } \end{aligned}$ |  |
| 生活 | 災害復興•・ンテイア活動補助 | 受付中 | 被災者を支援する・・ンティアグループ への補助 |  |  |  |  |  |
| 生活 | 被災地コミュニテイプ・ザ設置運営事業補助 | 受付中 | 50戸以上の・合住宅に設置する「コミュ ニティプ・ザ｣の建設•運営費を補助 |  |  |  |  |  |
| 生活 | 生活復興県民ネ・ト」設置運営事業等補助 | 受付中 | 生活復興県民ネ・トの運営費を補助 |  |  |  |  |  |
| 生活 | 高齢世帯生活援助員設置事業等補助 | 受付中 | 災害復興公営住宅等に入居する高齢者 を支援する「高齢世帯生活援助員」の設置経費を助成 | 高齢世帯生活援助員の設置•活動に必要な経費の10／10 |  |  |  |  |


| 区分1 | 業 名 | $\begin{aligned} & \text { 実施• } \\ & \text { 終了 } \\ & \hline \end{aligned}$ | 内 容 | 補助額 | 収 入 | 年 齢 | 住宅被害 | その他被害 |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
| 生活 | いきがい「しごと」づくり事業補助 | 受付中 | 高齢者等にしごとの場•機会を提供する事業，公益的な仕事のマッチングを行う「生きがいしごとサポートセンター」事業へ の補助 | （1）いきがいしごと」づくり事業 <br> 対象経費の $1 / 4$（最高50万円） <br> （2）生きがいしごとサポートセンター （3）被災地若年者元気アッププログラム事業実施に必要な経費の10／10 |  |  |  |  |
| 生活 | コミュニテイプラザ等医療相談事業補助 | 受付中 | 災害復興公営住宅のコミュニテイプラザ 等で放実施する医療相談や，健康相談等 を行う「まちの保健室」事業を補助 | 事業実施に必要な経費の10／10 |  |  |  |  |
| 生活 | 生活支援マネジメントシステム事業補助 | 受付中 | 被災者の生活復興を支援するマネジメン トシステムの運営への補助 | 事業実施に必要な経費の10／10 |  |  |  |  |
| 生活 | 災害復興公営住宅等空家入居者支援事業補助 | 受付中 | 公営住宅の空き家に入居する被災者に対し，浴槽•風呂釜を貸与 | 浴槽•風呂釜の設置•貸与に必要な経費の $10 / 10$（標準額約 $17 \sim 19$ 万円／戸） |  |  |  |  |
| 生活 | 生活復煞資金貸付金利子補給 | 実施中 | 県の生活復興資金貸付への利子補給 |  | 所得690万円以下 |  | 全•半壊 |  |
| 生活 | 外国人県民救急医療費損失特 | （7）終了 | 保険未加入の外国人県民を対象に，震 災に直接起因する傷病の医療費を補 | 補助限度額 300 万円／件 |  |  |  |  |
| 生活 | 被災外国人県民支嗳活動補助 | （8）終了 | NGO等が実施する被災外国人県民を対象とした支援活動の経費を補助 | 補助限度額 50 万円／／团体 |  |  |  |  |
| 生活 | 仮設住宅地スポーツ遊具等設 置事業補助 | （8）終了 | $\begin{aligned} & \text { 仮設住宅地域におけるスポーツ遊具等 } \\ & \text { の購入•設置の経費を補助 } \end{aligned}$ | 仮設戸数により15～60万円 |  |  |  |  |
| 生活 | 小規模共同作業所復旧事業費補助 | （9）終了 | 建物が全•半壊した小規模作業所を対象 に，建物の建築費等を補助 | 建物の建築費•移転費•借上數金の $5 / 6$ |  |  |  |  |
| 生活 | 医療情報ネットワーク整備事業 | （9）終了 | 民間の医療機関等における，デジタル舞 線を活用した医療情報ネットワークの整 備費を補助 | 限度額： 10 万円／箇所（無線機器整備費の1 |  |  |  |  |
| 生活 | ふれあいセンター設置運営事業補助 | （10）終了 | $\begin{aligned} & \text { 仮設住宅において, 高齢者等の交流拠 } \\ & \text { 点として設置した「ふれあり, } \\ & \text { 連営費を補助 } \\ & \hline \end{aligned}$ | $\begin{aligned} & \text { (1)設置费:経費の } 1 / 2 \text { (約 } 400 \text { 万円) } \\ & \text { (2)運営費:連営費の } 1 / 2 \text { (約200万円/団地) } \end{aligned}$ |  |  |  |  |
| 生活 | 理費補助 | （10）終了 | $\begin{aligned} & \text { 応急仮設住宅の共同利用施設の維持管 } \\ & \text { 理費を補助 } \end{aligned}$ |  |  |  |  |  |
| 生活 | 地域集会所再建費補助 | （10）終了 | 自治会等の設置した地域集会所の建設•修繕等の費用を補助 | 新築•買収1，200万円 <br> （大規模1，500万円） <br> 改築相 600 万円 <br> 修 緼 |  |  |  |  |
| 生活 | 消費生活協同組合貸付金利子補給 | （10）終了 | $\begin{aligned} & \text { 先活協同組案の施設•設備の复旧を対 } \\ & \text { 象に, 県•神戸市が実施した貸付への利 } \\ & \text { 子補給 } \end{aligned}$ | 当初3年閏，2． $5 \%$ |  |  |  |  |
| 生活 | 健康づくり支援事業補助 | （10）終了 |  | 事業実施に必要な経費の10／10 |  |  |  |  |
| 生活 | 元気アップ自立活動補助 | （11）終了 | $\begin{aligned} & \text { 復興に向けた自主的な活動を実施する } \\ & \text { グループを対象に, 活動費を補助 } \end{aligned}$ | 補助額：1グループ 30万円（年30グループ） |  |  |  |  |
| 生活 | フェニックス・ステーション設置運営事業補助 | （11）終了 |  | ステーション連営費： 1 か所 年100万円 |  |  |  |  |
| 生活 | 复興地域コミュニティ拠点設置事業補助 | （11）終了 | 自治会等が, 仮設建築物の地域コミュニ ティ拠点を整備する経費を補助 | $\begin{aligned} & \begin{array}{l} \text { 限度額 } 600 \text { 万円 } \\ \text { ただし, 恒久的な土地利用が困難な自治会の } \\ \text { み } \end{array} \\ & \hline \end{aligned}$ |  |  |  |  |
| 生活 | いきいきライフサポート事業補助 | （11）終了 |  | 定額 ※各市町社協へ補助 |  |  |  |  |
| 生活 | 健康アドバイザー設置事業補助 | （11）終了 | 仮設住宅や災害復興公営住宅を訪問 し，健康チェックや健康相談等を行ら「健康アドバイザー」の設置•活動経費を補助 | 事業実施に必要な経費の $10 / 10$ <br> ※県看護協会へ補助 |  |  |  |  |
| 生活 | こころのケアセンター｣運営事業補助 | （1）終了 | 被災者のPTSD等への対応など，精神 保健活動の拠点とてて設置したにころの ケアセンター」の運営費を補助 | 事業実施に必要な経費10／10 |  |  |  |  |
| 生活 | 私道災害復旧費補助 | （1）終了 | $\begin{aligned} & \text { 不特定多数が利用する一定の私道につ } \\ & \text { いて, 復旧工事費を補助 } \end{aligned}$ | 対象経費の1／4 |  |  |  |  |
| 生活 | 民閏防犯灯復旧費補助 | （1）終了 | $\begin{aligned} & \text { 自治会等が設置•管理する防犯灯の復 } \\ & \hline \text { 旧工事費を補助 } \end{aligned}$ | 添架式1／6，独立式 $1 / 4$ |  |  |  |  |
| 生活 | 住宅再建型宅地整備事業補助 | （1）終了 | 住宅再建時に，建築基潗法に適合させる ための私道整備の工事費を補助 | 対象経費の $1 / 3$ |  |  |  |  |
| 生活 | 被災地求職者特別訓練事業補助 | （1）終了 | $\begin{aligned} & \text { 被災した中高年の求職者を対象に, 企業 } \\ & \text { に助託して職業訓練を実施する経費を補 } \end{aligned}$ | 受講手当 4， 000 円／日 |  | $\left\lvert\, \begin{aligned} & \begin{array}{l} 45 \text { 歳以上 } \\ 5 \\ \text { 5満 } \end{array} \\ & \hline \end{aligned}\right.$ | $\begin{aligned} & \text { 全•半壊の被 } \\ & \text { 災者 } \end{aligned}$ |  |
| 生活 | 被災地しごと開発事業補助 | （1）終了 | $\begin{aligned} & \text { 中高年の被災者のらち, 民間での就労が } \\ & \text { 困難な者を対象に, 軽易な生きがい就労 } \\ & \text { の場を提供する事鼡費を補助 } \end{aligned}$ | $\begin{aligned} & \text { 就労者の報酬 月 } 3 ~ 5 \text { 万円 } \\ & \text { (日給5, 000円) } \end{aligned}$ |  | $\begin{aligned} & \text { 原則, } 45 \text { 歳 } \\ & \text { 以上卡 } 60 \text { 歳 } \\ & \text { 未淪 } \end{aligned}$ | $\begin{aligned} & \text { 仮設住宅人 } \\ & \text { 居者, 全壊の } \\ & \text { 被炎者 } \end{aligned}$ |  |
| 生活 | 医療関係施設復興融資利子補給 | （13）終了 |  | 当初3年間，2．5\％ <br> 利子補給対象限度額 2,000 万円 |  |  |  |  |
| 生活 | アルコールリハビリテーション事業補助 | （14）終了 | $\begin{aligned} & \text { アルルコール依存者の社会的自立を促進 } \\ & \text { アルコアルニールリハビリテーションホーム } \\ & \text { する設置•運営费を補助 } \end{aligned}$ | 事業実施に必要な経費10／10 |  |  |  |  |
| 教育 | 文化財修理費助成事業補助 | 受付中 | 被災した国•県•市町指定文化財の補修 | 所有者負担額の $1 / 2$ |  |  |  |  |
| 教育 | 歴史的建造物等修理費補助 | 受付中 | 被災した歴史的建造物等の修理費用を | 所有者負担額の $1 / 2$ |  |  |  |  |
| 教育 | 被炎地芸術文化活動補助 | 受付中 | 被息地内に活動拠点を有し，芸術•文化 <br> 活動を継続的に行5団体•個人に対し， <br> 公演•展示•出版等の費用を補助 | $\begin{aligned} & \text { 会場使用料•出版費の1/2 } \\ & \text { (限度額50万円) } \end{aligned}$ |  |  |  |  |
| 教育 | 私立専修学校•外国人学校授業料等軽減補助 | （7）終了 | $\square$ |  |  |  |  |  |
| 教育 | 私立専修学校•外国人学校教育活動復旧費補助 | （7）終了 | $\begin{aligned} & \text { 被災した専修学校•外国人学校に対し, } \\ & \text { 教育用備品の復旧費用を補助 } \end{aligned}$ |  |  |  |  |  |
| 教育 | 私立博物館相当施設修理費補助 | （7）終了 | 被豽した私立搏物館相当施設（甲子園 動植物園，宝㙇動植物園）の復旧費用を 補助 | 復旧費用の1／3 |  |  |  |  |
| 教育 | 私立専修学校•外国人学校施設等災害復旧費補助 | （8）終了 | $\begin{aligned} & \text { 国庫補助対象外の非学校法人立専修学 } \\ & \text { 枍や外国人学校に対し, 施設の復旧費 } \\ & \text { 用を補助 } \end{aligned}$ | 復旧費用の1／2 |  |  |  |  |
| 教育 | 私立学校仮設校舍事業補助 | （9）終了 | 全半壊の私立学校（大学•短大を除く）の仮設校舎建設費等を補助 | 仮設校舎の建設・リース費用の $1 / 8$ |  |  |  |  |
| 教育 |  | （10）終了 | $\begin{aligned} & \text { 被災した私立博物館類似施設 (白鶴酒 } \\ & \text { 造資料館等) 復旧費用を補助 } \end{aligned}$ | 復旧費用の $1 / 3$ |  |  |  |  |
| 教育 | 私立登録博物館修理費補助 | （11）終了 | 被災した私立登録博物館の復旧費用を | 復旧費用の $1 / 2$ 又は $1 / 3$ |  |  |  |  |
| 教育 | 私立学校復興支援利子補給 | （13）終了 | 被貃した私立学校の日本私学振興財団 <br> 等からの借入に対し利子補給 | 当初5年間， $2.5 \%$ 利子補給対象限度額 5,000 万円 |  |  |  |  |
| その他 | 震災周年追悼•記念行事関連 復興事業補助 | 受付中 | 追悼関連行事や周年記念事業を補助 |  |  |  |  |  |
| その他 | 震災復興広報強化事業 | 受付中 | 復興状況や復興基金事業の広報を実施 |  |  |  |  |  |
| その他 | 助 | （7）終了 | 公共団体の追悼行事に関連して実施さ れるコンサート等の文化事業を補助 |  |  |  |  |  |
| その他 | 被災者自立復興支援事業 | （14）終了 | $\begin{aligned} & \text { 復興の取り組みの紹介や, 被災者の自立 } \\ & \text { 支援にかかる情報提供のため設置した } \\ & \text { 「フェニックブラサ」運営 } \end{aligned}$ |  |  |  |  |  |

このように，何らかの基準によって支援内容に格差を設けた施策は少数ではあった。 しかし，その数少ない該当施策が，被災者，被災地にとつて，もつとも切実な生活再建，住宅再建に直接関わる「被災者自立支援金」であったこと，および，同支援金が，それ単独で復興基金の総額の 4 割近くを占める巨大事業であったことが（平成 12 年 9 月現在 では，計画額総額 3238 億円のうち被災者自立支援金は 1250 億円を計画），支援格差に対 する被災地内外の議論を巻き起こした大きな理由と言えるだろう。

以上のことに鑑み，ここでは，中堅層への支援について，被災者自立支援金をベース に考えていくことにしよう。あらためて，被災者自立支援金の対象者区分を確認してお こう。まず，被害程度については，全壊，または，半壊かつ解体となっている。また，収入（所得），および，年齢条件については，図 1 に集約されている通りである。そして，同制度が，被災者「個人」よりも，むしろ，「世帯」の生活再建に焦点をあてた制度であ って，主として世帯の生計を維持するものであって，生活再建の中心となる「世帯主」 が対象となっている点が重要である。

以下，これらの基準設定について検討していこう。
まず，もつとも大きな問題点として指摘されているのは，「収入」という基準のあり方 である。生活復興，生活再建にあたつて，個人あるいは世帯の経済的状態（家計）が重要な要素になることは疑いえない。しかし，今回支援内容決定のメルクマールとなった単年度収入は，家計を規定する一要素にすぎない。すなわち，一方に，単年度収入より も安定した家計要素として，預貯金，不動産などの資産状況があり，他方に，一時的な変動に関わる家計要素として，仕事の喪失（離職）•変化（転職）や，それに伴う収入減 という要素も存在する。さらに，家屋の被害は，資産価値の滅失や，言わゆる「二重口 ーン」という形で支出の大幅増をもたらす。

他方，年齢の基準に目を転じてみると，ここには，年代層によるライフステージの変化への対応という問題が残存していた。すなわち，年度収入の多寡のみならず，ライフ ステージ全体を勘案して支援の内実を決定する必要があった。具体的には，単年度収入 という要因に特化すれば高年齢層よりも恵まれていると一般に想定される中堅層も，支出面に目を転じると，高年齢層よりも苦しい状況にあることが多い。たとえば，住宅口 ーンやマイカーローンの返済（先述の通り，二重ローンの可能性もある），子どもに対す る教育支出など，高齢者層よりも多くの支出を必要としている可能性が高い。さらに，年度ごとのキャッシュフローでは高齢者層よりも一般に好条件にあると想定される中堅層も，ストック（預貯金）の面では苦しい状況に立たされていることも多い。これらの結果として，生活再建•復興に投入可能な可処分所得という観点にたったとき，高年齢層よりもむしろ苦しい条件にあることも多かったであろう中堅層に対する支援が，高齢者層その他よりも不十分であった可能性がある。

実際，勤労者世帯について，世帯主の年齢階級別貯蓄，及び，負債平均残高は図2に示す通りであり，中堅層（たとえば，40歳代）と高齢層（たとえば 60 歳代）とでは， そのストックに大きな差があることが見てとれよう。さらに，生活再建の柱とも言うべ き住宅に関して，仮設住宅や復興住宅の斡旋について，高齢者への優遇措置があったこ となどを考えると，中堅層に対する支援は，社会的弱者（高齢者など）に対する支援と はまた異なった意味で，大きな問題を抱えていたと言える。

【生活再建支援金制度】H9年4月
（H9年8月支給開始）

【中高年自立支援金制度】H9年12月
（H10年5月支給開始）
一被災中高年恒久住宅自立支援制度一

| 分割支給 |  |  |
| :---: | :---: | :---: |
|  | 月 額 | 2 年 |
| 複数 | 2 施 | 48施 |
| 単身 | 1．5鿬 | 36万闌 |




者生活再建支援法」の成立
（平成10年5月）
衆参両院の附帯決議
（平成10年5月）
阪神•淡路大震災の被災者に対して，法と同程度の支援措置 が講じられるよう国は必要な措㯰を講じること

| 世帯の収入合計額 <br> （総所得金額） | 世帯主の年齢等 | 支給限度額 |  |
| :---: | :---: | :---: | :---: |
|  |  | 複数世帯 | 単身世帯 |
| $\underset{(346)}{\text { 500 }}$ 万円下 |  |  | $\left(\begin{array}{cc} 75 & \text { 万問 } \\ \binom{\text { 通哵 }}{\text { 年 } 20} \end{array}\right.$ |
| ${ }_{(346)}^{500}$ 万円超 ${ }_{(510)}{ }^{\text {70 }}$ 万以以 | 被災日において45歳以上又は要援護世帯 | 50万円 | 37.5 万円 |
| $\underset{(510)}{700 \text { 万円超 }}{ }_{(600)}{ }^{800}$ 万円以下 | 被災日において60歳以上又は要援護世帯 | （通等 15 ） | （通䆛 10.5 |

通常経費：被災世帯が通常必要な経費，特別経費：居住地等の特別な事情により必要となる経費

【被災者自立支援金制度】H10年7月（H10年11月支給開始）


図1 被災者自立支援金制度•支援法関係図


図2 世帯主の年齢階級別貯蓄及び負債平均残高（勤労世帯，平成 15 年度）

未曾有の震災への対応の中で，震災後 10 年を経た現時点において了解可能な問題点を当初からすべて予見することは不可能であったことは否めない。しかし，今後は，最低限，単年度収入のみに立脚するのではなく，家計収支のバランス，フローとストックの両面，世帯主（あるいは，主たる家計支持者）のライフステージ上の位置づけなど，よ り多様な評価項目を支援対象•内容決定のための基準項目として設定すべきであろう。 そのためには，このことを重要な社会的問題として広範な社会的関心を喚起し，可能な限り，事前に社会的合意をえるとともに，必要に応じて，災害後の混乱期にあっても短時間に情報収集可能なデータベースを整備しておくことも，——個人情報の保護に留意 する必要があるが—重要であろう。

## 1 中堅層の生活再建について——調査データから—

ここでは，上記（1）で見てきた中堅層への支援問題について，実際のところ，中堅層は， どのような復興意識，生活復興感をもつていたのかについて，調査データを資料に問題点を明らかにしていきたい。

さて，「中堅層」の定義は，困難である。そもそも，日本人は，その多くが自らを「中流」，「中堅層」と位置づけることが知られている。たとえば，総理府（現•内閣府）が継続的に実施している，『国民生活に関する世論調査』では，回答者の $55.7 \%$（平成 13年調查）が自らを「中の中」と位置づけている。「中の下」（ $25.6 \%$ ）「中の上」（ $9.4 \%$ ）を加えると， $90.7 \%$ にものぼる。こうした意味では，本災害においても，非常に多くの被災者が，「中堅層」をなしていた—少なくとも「中堅層」意識をもっていた—と言える。 しかし，ここでは，本検証作業に言う「中堅層」が，相対的に手厚い支援施策の対象と なった高齢者や低所得者との対比において考慮されていることに鑑み，「中堅層」に，以下のように，機械的かつ定量的な定義を与えておくことにしよう。
定義の基盤となるのは，京都大学防災研究所と兵庫県が，1999年から2年おきに，2001年，2003年と3回にわたって継続的に実施してきた「生活復興調査」である（詳しくは，林（「阪神•淡路大震災からの生活復興 2001—パネル調査結果報告書一」，京都大学防災研究所巨大災害研究センター，2001年），兵庫県（「生活復興調査結果報告書平成 15 年

度」，2004年）などを参照）。なお，本調査は，震災から10年にあたる2005年1月に第 4 回の調査を実施予定である。ここでは，このうち，最新の第3回調査（2003年実施） のデータを解析に用いる。

2003年調査は，被災地に暮らす人々の生活復興の実態を明らかにし，今後の災害対策 や復興対策に役立てることを目的に，1999年調査，2001年調査に引き続いて実施され，調査実査概要は，以下の通りである。
a）調 査 名：「生活復興調査」
b）調査目的：阪神•淡路大震災の被災地における生活復興の状況及び復興過程の把握
c）調査方法：郵送自記入式
d）調査地域：神戸市全域及び兵庫県下震度 7 地域及び都市ガス供給停止地域
e）調査対象：同地域における 20 歳以上の男女
f）標本抽出：住民台帳からの 2 段無作為抽出
g）調 査 数：3300（330 地点 $\times 10$ 名）+501 （2001 年調査設定パネル分）
h）有効回答：1567（有効回答率 $41.2 \%$ ）（1203（同 36．5\％）＋364（同 $72.7 \%$ ））
i）調査期間：平成 15 年（2003 年） 1 月 15 日～2月3日
j）調査内容：年齢，性別，世帯収入，職業，家族構成，被害状況（人的被害，住居被害，ライフライン被害，経済的被害），避難状況，住宅種別，住宅補修状況，住宅満足度，家計状況，転職状況，生活満足度，生活充実度，生活復興感，心身ストレス，ライフコース変化，家族観，市民性，地域社会の状況，将来への備えなど
これら数多くの調査項目の一部である年齢，世帯収入（年収）を，「中堅層」の定義の基準として用いる。

すなわち，「中堅層」とは，調査時点（2003年）において，
（a）年齢が $40 \sim 69$ 歳（震災時， 32 歳～ 61 歳）であり，かつ，
（b）年収が $300 \sim 700$ 万
の人，と定義する。
その上で，同調査の対象となった全 1567 人のサンプルから，以下の 4 つのグループを相互比較のため抽出し，いくつかの調査項目について，4つのグループの間の格差につ いて検討した。
（1）高年齢•中高所得（70歳～•300 万～）： 232 人
（2）高年齢•低所得（70歳～•～300万）：127人
（3）中年齢•低所得（ $40 \sim 69$ 歳•～300 万）： 144 人
（4）中年齢•中所得（ $40 \sim 69$ 歳• $300 \sim 700$ 万）$=$ 「中堅層」： 408 人
結論を先に記すと，図3から図7のように，「中堅層」は，高年齢の被災者よりも現在 の住居への定着希望が少なく，住居への不満が高いことが示唆される。また，「中堅層」 は，中年齢•低所得者ほど高くはないが，高年齢•中高所得者よりも職業の変化率が高 い。就業，就職への支援が十分であったか，疑問が残る数値である。さらに，「中堅層」 は，高年齢•中高所得者はもちろん，高年齢•低所得者よりも，「震災前と比べて収入が減った」と回答する人の割合が大きい。もちろん，定年による退職の影響等，他の要因 も関与しているであろうが，これも，各種給付金等の分配基準に一定の見直しを促すデ ータであろう。


図 3 現住居への定着希望（「生活復興調査」より）


図4 職業の変化（「生活復興調査」より）


図5 震災前と比べて収入は（「生活復興調查」より）


図 6 こころのストレスの程度（「生活復興調査」より）


図 7 からだのストレスの程度（「生活復興調査」より）

他方で，「中堅層」は，こころのストレス，からだのストレスの点では，他の3グルー プよりもはるかに小さな值を示している。よって，この側面については，「中堅層」への支援は適切であり，むしろ，高齢者，低所得者に対する支援に不足•不備があった可能性を検証すべきであろう。

以上を集約すれば，「中堅層」（中年齢•中所得者）は，住宅（すまい）や職業，それ に，経済的側面に関して，高齢者や低所得者よりも，むしろ厳しい状況に置かれていた ことが示唆される（先掲の図 2 を参照）。言いかえれば，これらの側面については，高齢者，低所得者に対する支援と「中堅層」に対する支援の間で，ある種の「逆転」が生じ ていた可能性がある。他方で，精神的健康（こころのストレス），身体的健康（からだの ストレス）については，「中堅層」は堅実な回復ぶりを示しており，逆に，高齢者，低所得者が低い水準にとどまっている。すなわち，これらの側面については，逆に，災害の打撃を受けやすい災害弱者と「中堅層」との格差が，「残存•拡大」している可能性があ る。

## （2）県外被災者に対する支援

震災により県外に転出した被災者，言わゆる「県外被災者」は，十分な支援が得られな かったとの指摘がある。理由•背景はいくつかあろう。大混乱の中でその全貌を把握する ことが困難であったことも事実である。行政の「属地主義」の壁を指摘する声もある。 さ らに，県内の避難所，仮設住宅，復興住宅と比較すると，一定の箇所にまとまった人数が生活しているケースは少なく，支援が行き届かなかったとする見解もある。いずれにせよ，本当に支援が必要な被災者に対して必要な支援が行われたかどうかを検証する場合，県外被災者の問題は避けて通ることができない。

## ア 基礎データの確認

まず基礎的なデータの確認からはじめよう。後述するように，県外被災者については，数や地域など，その基礎データを把握することがそもそも困難な課題であった。以下の データは，あくまで推計である。

（住民基本台帳人口移動報告年報による）
図 8 兵庫県からの転出入者の年別推移

図 8 によると，兵庫県では，平成 7 年（1995年），約54，700人の転出超過があり，こ れをもとに約19，000世帯が転出したと見積もられている。この数値は，兵庫県からの転出入者の単純差を基にした推計であり，大きな被災がなくても震災を機に転出した世帯等を含むものではある。しかし，ここ十数年常に転入超過であった兵庫県において平成 7 年のみが大幅な転出超過を示していることを考え合わせれば，54，700人（19，000世帯） は，何らかの形で震災による影響を受けて兵庫県をあとにした人々の推計値として，過小評価していることはあっても過大評価にはなっていないであろう。

もう一つデータがある。県外に居住する被災者からの要求に応える形で刊行された情報紙「ひょうご便り」の送付数である（表5を参照）。送付数は，ピーク時の平成8年 12月には10， 049 世帯を数えている。その後減少に転じるが，このデータも，もつとも少なく見積もつたとしても 1 万世帯 3 万人を超える被災世帯が県外に出たことを示して いる。全半壊（焼）が約 4 5 万世帯，避難所への避難者数がピーク時に約 32 万人であ ったことを考えると，この数値は，けっして小さいものとは言えない。

表5「ひょうごだより」発送部数の推移（兵庫県まとめ）

| 号数（発送時期） | 発送数 | 返送•不要等 | 新規送付等 | 号数（発送時期） | 発送数 | 返送•不要等 | 新規送付等 |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
| 第1号（H8年12月） | 10，049 | $\triangle 3,204$ | 167 | 第25号（H12年4月） | 2，438 | $\triangle 13$ | 3 |
| 第2号（H9年2月） | 7，012 | $\triangle 14$ | 34 | 第26号（H12年5月） | 2，428 | $\triangle 26$ | 35 |
| 第3号（H9年3月） | 7，032 | $\triangle 113$ | 901 | 第27号（H12年7月） | 2，437 | $\triangle 19$ | 16 |
| 第4号（H9年5月） | 7，820 | $\triangle 656$ | 119 | 第28号（H12年10月） | 2，434 | $\triangle 102$ | 9 |
| 第5号（H9年7月） | 7，283 | $\triangle 195$ | 31 | 第29号（H12年12月） | 2，341 | $\triangle 5$ | 18 |
| 第6号（H9年8月） | 7，119 | $\triangle 172$ | 24 | 第30号（H13年1月） | 2，354 | $\triangle 160$ | 10 |
| 第7号（H9 年10月） | 6，971 | $\triangle 125$ | 55 | 第31号（H13年5月） | 2，204 | $\triangle 70$ | 34 |
| 第8号（H9年12月） | 6，901 | $\triangle 45$ | 49 | 第32号（H13年7月） | 2，168 | $\triangle 58$ | 6 |
| 第9号（H10年1月） | 6，905 | $\triangle 246$ | 30 | 第33号（H13年10月） | 2，116 | $\triangle 55$ | 5 |
| 第10号（H10年2月） | 6，689 | $\triangle 151$ | 23 | 第34号（H13年12月） | 2，066 | $\triangle 20$ | 1 |
| 第11号（H10年3月） | 6，561 | $\triangle 907$ | 14 | 第35号（H14年1月） | 2，047 | $\triangle 41$ | 16 |
| 第12号（H10年4月） | 5，668 | $\triangle 268$ | 308 | 第36号（H14年4月） | 2，022 | $\triangle 60$ | 5 |
| 第13号（H10年7月） | 5，708 | $\triangle 374$ | 50 | 第37号（H14年6月） | 1，967 | $\triangle 56$ | 5 |
| 第14号（H10年8月） | 5，384 | $\triangle 217$ | 167 | 第38号（H14年9月） | 1，916 | $\triangle 32$ | 26 |
| 第15号（H10年10月） | 5，334 | $\triangle 100$ | 67 | 第39号（H14年12月） | 1，910 | $\triangle 56$ | 21 |
| 第16号（H10年10月） | 5，301 | $\triangle 404$ | 969 | 第40号（H15年4月） | 1，875 | $\triangle 51$ | 1 |
| 第17号（H11年1月） | 5，866 | $\triangle 184$ | 278 | 第41号（H15年6月） | 1，825 | $\triangle 53$ | 29 |
| 第18号（H11年3月） | 5，960 | $\triangle 476$ | 329 | 第42号（H15年10月） | 1，801 | $\triangle 260$ | 3 |
| 第19号（H11年5月） | 5，813 | $\triangle 281$ | 81 | 第43号（H15年11月） | 1，544 | $\triangle 35$ | 3 |
| 第20号（H11年7月） | 5，613 | $\triangle 190$ | 51 | 第44号（H15年12月） | 1，512 | $\triangle 115$ | 3 |
| 第21号（H11年9月） | 5，474 | $\triangle 157$ | 24 | 第45号（H16年4月） | 1，400 | $\triangle 58$ | 3 |
| 第22号（H11年10月） | 5，341 | $\triangle 161$ | 33 | 第46号（H16年6月） | 1，345 | $\triangle 32$ | 8 |
| 第23号（H12年1月） | 5，213 | $\triangle 820$ | 33 | 第47号（H16年10月） | 1，321 |  |  |
| 第24号（H12年3月） | 4，426 | $\triangle 2,001$ | 13 | 計 |  | $\triangle 12,838$ | 4，110 |

県外被災者のデータをより詳細に見ていこう。「阪神•淡路大震災復興誌（第 2 巻）」 は，「りんりん」（下記参照）の母体となった「街づくり支援協会」（1999 年 5 月第 53 回神戸新聞社会賞受賞）が，1996年12月下旬でまとめたデータとして，県外被災者の名簿登録が 1000 人を超え，年齢別では， 65 歳以上が $44 \%$ を占めることを報告している。 この数値 $44 \%$ は，「仮設住宅での割合を上まわっている」。居住地別では，近畿 $73 \%$ ，中国 $13 \%$ ，関東 $4 \%$ などであり，収入別では，月収 30 万円未満が全体の $75 \%$ を占め，同 10 万未満も $17 \%$ にのぼった。これには年金生活者が全体の $62 \%$ を占めていたことが大きく関与 している。

同様の傾向は，兵庫県が，2000年8月，上記の調査から4年を経た時点でまとめた県内に戻る意志のある県外居住被災者の状況調査にもあらわれている（表6）。すなわち，居住地別では，近畿地区が少なくとも 6 割以上を占め，年齢別には 60 歳代以上が 5 割近 くにのぼる。


## ィ 県外の公営住宅への一時入居

では，推定3万人を越える県外被災者は，いかなる理由，過程で県外へと（一時的に）居を移したのであろうか。もちろん，被災地外の実家に戻る，友人•知人宅や親戚宅を頼るなど，行政による施策とは独立に県外へ出た被災者も多数存在する。しかし，他方 で，行政による支援施策によって県外へ移動した被災者も存在する。行政自らがイニシ ャチブをとつている以上，今後の災害復興施策を展望する際重要な意味をもつのはもち ろん後者の方であろう。ここでは，本震災において，結果として，多くの被災者を（一時的に）県外へと導いた施策，すなわち，県外の公営住宅への一時入居について検証し ておこう。

まず，背景である。阪神•淡路大震災では，家屋の倒壊や焼失により大量の住宅が失 われたことから，住宅を失った被災者に対する応急仮設住宅の確保が緊急の課題であっ た。しかし，応急仮設住宅の供与にあたっては，国内外のプレハブメーカーからの仮設住宅の調達や用地確保など，対応すべき課題が多くあった。（社）プレハブ建設協会の協力を得て，震災2日後の平成 7 年 1 月 29 日，第 1 次として 2 ， 961 戸の発注が行われ， 2月2日には，五色町で最初の入居（4戸）が始まるなど，早期供給に全力で取り組まれ たが，必要と見込まれた 48， 300 戸全ての建設完了が 8 月 11 日となり，約 6 か月を要し た。

このため，避難所での長期間の生活が困難な高齢者や心身障害者，病弱な人がいる世帯を中心に，早急に住宅を提供する必要があり，既存の公営住宅や民間アパート，企業 の社宅等の空き室の提供を受け，住宅を失った被災者への提供が行われた。

## （ア）公営住宅等への一時入居

県では，1月17日に県営住宅の空家状況を把握の上，空き家550戸を被災市町に配分したほか，近隣府県等に対し，公営住宅等の空き家提供を要請した。

また，1月19日には，建設省から各都道府県知事あてに，公営住宅等の一時入居に ついては，目的外使用許可として，（1）収入基準等の入居者資格要件を問わない（2）災害

による暫定入居として公募除外とする（3）一時入居者が，公営住宅法等の入居者資格要件に該当する場合は，必要に応じて，災害による特定入居として正式入居すること等 の通知がなされた。

この結果，全国の都道府県の公営住宅及び公社住宅のほか，住宅•都市整備公団の公団住宅，雇用促進事業団の雇用促進住宅等の提供申し出があり，最終的に県内外で 12， 997 戸の一時入居がなされた。（表 7 参照）

これらの一時入居は，概ね1年間の入居期限であり，その間，仮設住宅と同様に，家賃は無料とされた。その後，平成7年8月8日付の建設省住宅局総務課の事務連絡 に基づき，公営住宅の一時入居者を対象に居住意向調査が実施され，順次，正式入居等に切り替えられ，平成11年度末までに，全てが正式入居又は退去した。

|  |  |  |  | （平成12年3月31日現在） |  |  |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
| 都道府県 | 公営住宅 | 改良住宅 | 公団住宅 | 公社住宅 | 雇用促進 | 合計 |
| 兵庫県 | 1，909 | 56 | 429 | 55 | 574 | 3，023 |
| 大阪府 | 1，195 | 130 | 2，450 | 73 | 458 | 4，306 |
| 京都府 | 352 | 0 | 117 | 7 | 19 | 495 |
| 奈良県 | 209 | 7 | 70 | 0 | 20 | 306 |
| 小計 | 3，665 | 193 | 3，066 | 135 | 1，071 | 8，130 |
| 北海道 | 41 | 0 | 2 | 0 | 0 | 43 |
| 青森県 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 岩手県 | 7 | 0 | 0 | 0 | 0 | 7 |
| 宮城県 | 19 | 0 | 0 | 2 | 0 | 21 |
| 秋田県 | 2 | 0 | 0 | 0 | 0 | 2 |
| 山形県 | 6 | 0 | 0 | 0 | 0 | 6 |
| 福島県 | 33 | 0 | 0 | 0 | 0 | 33 |
| 茨城県 | 31 | 0 | 0 | 0 | 0 | 31 |
| 杤木県 | 14 | 0 | 0 | 0 | 0 | 14 |
| 群馬県 | 20 | 0 | 0 | 0 | 0 | 20 |
| 埼玉県 | 53 | 0 | 15 | 3 | 0 | 71 |
| 千葉県 | 56 | 1 | 11 | 0 | 0 | 68 |
| 東京都 | 394 | 38 | 26 | 30 | 0 | 488 |
| 神奈川県 | 210 | 0 | 14 | 25 | 0 | 249 |
| 新潟県 | 14 | 0 | 0 | 0 | 0 | 14 |
| 富山県 | 41 | 0 | 0 | 0 | 0 | 41 |
| 石川県 | 57 | 0 | 3 | 0 | 0 | 60 |
| 福井県 | 36 | 4 | 0 | 0 | 0 | 40 |
| 山梨県 | 15 | 0 | 0 | 0 | 0 | 15 |
| 長野県 | 39 | 0 | 0 | 0 | 0 | 39 |
| 岐阜県 | 38 | 0 | 0 | 0 | 0 | 38 |
| 静岡県 | 72 | 0 | 0 | 0 | 0 | 72 |
| 愛知県 | 340 | 0 | 36 | 5 | 0 | 381 |
| 三重県 | 68 | 2 | 2 | 8 |  | 80 |
| 滋賀県 | 181 | 0 | 5 | 0 | 0 | 186 |
| 和歌山県 | 123 | 6 | 0 | 0 | 0 | 129 |
| 鳥取県 | 131 | 1 | 0 | 0 | 0 | 132 |
| 島根県 | 81 | 0 | 0 | 0 | 0 | 81 |
| 岡山県 | 588 | 0 | 1 | 0 | 77 | 666 |
| 広島県 | 266 | 0 | 6 | 0 | 0 | 272 |
| 山口県 | 97 | 1 | 1 | 0 | 0 | 99 |
| 徳島県 | 124 | 0 | 0 | 0 | 0 | 124 |
| 香川県 | 174 | 1 | 0 | 0 | 0 | 175 |
| 愛媛県 | 131 | 0 | 0 | 0 | 0 | 131 |
| 高知県 | 78 | 0 | 0 | 0 | 0 | 78 |
| 福岡県 | 243 | 16 | 18 | 5 | 0 | 282 |
| 佐賀県 | 40 | 0 | 0 | 0 | 0 | 40 |
| 長崎県 | 77 | 1 | 0 | 0 | 0 | 78 |
| 熊本県 | 91 | 0 | 0 | 0 | 0 | 91 |
| 大分県 | 77 | 0 | 0 | 0 | 0 | 77 |
| 宮崎県 | 92 | 0 | 0 | 0 | 0 | 92 |
| 鹿児島県 | 187 | 5 | 0 | 0 | 0 | 192 |
| 沖縄県 | 89 | 0 | 0 | 0 | 0 | 89 |
| 小計 | 4，476 | 76 | 140 | 78 | 77 | 4，847 |
| 合計 | 8，141 | 269 | 3，206 | 213 | 1，148 | 12，977 |

注）一時入居した世帯は，平成11年度末までに全て「正式入居」又は「退去済」

## （1）民間賃貸アパート等の提供

住宅を失った被災者のうち，健康面での不安の大きい高齢者，障害者等を対象に，県内及び大阪府等の民間賃貸住宅を借り上げ，最長1年間，応急仮設住宅として家賃無料で提供した。（ただし，高熱水費及び共益費は，入居者負担）

提供戸数は， 1 次募集（平成 7 年 2 月 8 日～10日）及び 2 次募集（同年 3 月 8 日～ 11日）により，139 戸となった。

## （ウ）企業等の住宅等の情報提供

県商工会議所連合会を通じて，企業の社宅や保養所等の提供を依頼した結果，県内外の 28 企業から 433 戸の提供申し出があり，最終的に 217 戸の入居があった。なお， これらの住宅は，最長，平成 8 年 3 月 31 日までの概ね 1 年間提供された。

## （土）成果と課題

このように，県内外の既存住宅が大量に提供がなされ，多くの被災者が入居したが， その効果と課題について，特に県外の公営住宅等への入居者の面からか検証を行うこ ととする。
まず，成果として次の 2 点を指摘できる。

## a 被災者の生活の早期安定

既存住宅を活用した一時入居は，当然，応急仮設住宅等に比べ即時に安定した住宅を提供することができたことから，被災者の生活の回復•安定に効果があったと言える。特に，避難所等での過酷な環境で長期間生活することが困難な高齢者や病弱な人等にとって，健康の回復•維持等に特に大きな効果があったと言える。

## b 応急仮設住宅の必要供給戸数の減少

住宅を失った被災者の不安を解消するため，県では，1月31日に「住宅を失い，希望する被災者全員に応急仮設住宅を供給する」旨の発表が行われた。しかし，建設用地の確保も困難な都市部での災害において，既存の公営住宅等を応急仮設住宅 として 1 万戸以上提供されたことは，応急仮設住宅の必要戸数がその分減少し，経済的な面で大きな効果があったほか，その他の被災者に早期に応急仮設住宅が提供 することにも貢献したと言える。

さらに，その後の災害復興公営住宅の供給戸数も減少したと考えられる。
今後の大災害に備えて，公営住宅等の一定の住宅ストックの確保や，民間賃貸住宅等の迅速な提供ができるよう，準備を行っておくことが効果的と言える。

他方，課題としては，以下の 3 点がある。

## a 一時入居した住宅の管理主体による取扱いの不均一

各都道府県からの公営住宅の提供申出や，一時入居者への対応は，基本的には各自治体の好意に基づくものである。一応，建設省の住宅局長通知（平成 7 年 1 月 19日）により，一般的な公営住宅への入居要件については，「収入基準等の入居資格要件を問わないこと」や「一時入居者が正式入居する際は，特定入居として取り扱う こと」等などの統一的な対応がなされた。

しかし，一時入居の許可期限は，各都道府県の判断に委ねられた。県からの要請 も受け，入居期限の延長については，個々の被災者の状況に応じて，柔軟に対応い ただいたが，数ヶ月から数年までとバラツキがあったのが実情である。表8のとお り，平成 7 年 9 月時点においても，一時入居の $3.2 \%$ が正式入居をし， $11.9 \%$ が退去済みとなっている。この中でも，県内及び大阪府等の近隣府県では，正式入居 $0.6 \%$ ，退去済み $8.5 \%$ であるのに対し，その他都道府県では，正式入居 $7.6 \%$ ，退去済み $17.8 \%$ と高くなっている。退去済みについては，県外から県内への移転され た被災者が含まれると思われるが，比較的，短期間で一時入居が終了していったも のと考えられる。

また，震災後1年半後の平成8年7月時点では，正式入居 $36.4 \%$ ，退去済み $49.5 \%$ と大部分の一時入居が終了しているが，なお， $14.1 \% ~(1,819$ 戸）の一時入居が継続し，最終的に全戸が解消したのは，平成11年度となった。

このような差は，個々の被災者の実情に応じて，各都道府県が柔軟に対応した結果とも言えるが，対応の違いにより，一時入居期間に相当の差が生じたことがうか がえる。

表8 公営住宅の一時入居状況の推移（兵庫県調心゙）

|  |  | 入居開始 |  |  |  |  | 合 計 |  |  |  |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
|  |  | 公営住宅 | 改良住宅 | 公団住宅 | 公社住宅 | 雇用促進 | 入居開始 | 一時入居 | 正式入居 | 退去済み |
| 平成7年 | 兵庫県 | 1，873 | 15 | 376 | 55 | 564 | 2，883 | 2，728 | 31 | 124 |
|  |  |  |  |  |  |  |  | 94．6\％ | 1．1\％ | 4．3\％ |
| 9月時点 | 大阪府 | 1，193 | 128 | 2，450 | 73 | 457 | 4，301 | 3，855 | 8 | 438 |
|  |  |  |  |  |  |  |  | 89．6\％ | 0．2\％ | 10．2\％ |
|  | 京都府 | 335 | 0 | 112 | 7 | 19 | 473 | 390 | 8 | 75 |
|  |  |  |  |  |  |  |  | 82．5\％ | 1．7\％ | 15．9\％ |
|  | 奈良県 | 184 | 7 | 69 | 0 | 20 | 280 | 236 | 3 | 41 |
|  |  |  |  |  |  |  |  | 84．3\％ | 1．1\％ | 14．6\％ |
|  | 小 計 | 3，585 | 150 | 3，007 | 135 | 1，060 | 7，937 | 7，209 | 50 | 678 |
|  |  |  |  |  |  |  |  | 90．8\％ | 0．6\％ | 8．5\％ |
|  | その他 | 4，293 | 48 | 127 | 78 | 74 | 4，620 | 3，449 | 353 | 818 |
|  |  |  |  |  |  |  |  | 74．7\％ | 7．6\％ | 17．7\％ |
|  | 合 計 | 7，878 | 198 | 3，134 | 213 | 1，134 | 12，557 | 10，658 | 403 | 1，496 |
|  |  |  |  |  |  |  |  | 84．9\％ | 3．2\％ | 11．9\％ |
| 平成8年7月1日現在 |  | 8，126 | 220 | 3，206 | 213 | 1，148 | 12，913 | 1，819 | 4，702 | 6，392 |
|  |  |  |  |  |  |  |  | 14．1\％ | 36．4\％ | 49．5\％ |
| 平成12年3月31日現在 |  | 8，141 | 269 | 3，206 | 213 | 1，148 | 12，977 | 0 | ＊全戸が，正式入居 |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  | 又は退去済み |  |

## b 県内と県外の公営住宅入居者のアンバランス

一時入居した公営住宅等の管理主体（都道府県等）よる入居許可期限等の取り扱 いに差違以外にも，その後，一時入居した公営住宅が県内か，県外かによっても差 が生じてくることになった。

公営住宅への一時入居者のうち，公営住宅への入居要件に適合し，本人が希望す る場合は，順次，特定入居として正式入居へ移ることになった。県内の災害復興公営住宅（空き家への入居者も含む）については，平成8年10月から家賃の特別減免制度により家賃の大幅な低減化（5年間）が図られたほか，さらに，5年間の経過措置として延長され，最長10年間の家賃低減がなされ，被災者の生活再建に大きな効果を発揮した。一方，県外の公営住宅入居者については，当該自治体の定める通常の家賃が適応されることになった。

県外の公営住宅に入居した被災者については，一時入居終了後，希望すれば県内 の仮設住宅への入居が可能であったほか，県内の災害復興公営住宅への入居に応募 することは可能であった。しかし，高齢や病弱，仕事，子どもの教育等の理由によ り，容易には県内へ再転居することが難しいケースがあると考えられるほか，特に高齢者は，親族に近いという理由で県外の公営住宅に入居し，その地で生活再建を図ることを決めた者も少なくない。

このように，一時入居を行う段階では，将来，住宅の家賃支援の有無に差が生じ るかどうかが分からない中で，被害直後の事情により県外へ転居したことで支援に差が生じるという課題が残ることとなった。また，そもそも，災害復興公営住宅の家賃低減対策は，国の支援を受けて実施されたものであり，全国の公営住宅に入居 した被災者に同じ支援ができなかつたのかという課題がある。

## c県外の公営住宅入居者へのフォロー

公営住宅等の既存住宅の確保や被災者への斡旋は，震災直後より精力的に取り組

まれてきた。しかし，当時の状況から県及び被災市町のみでは対応は不可能なこと から，県では，提供申出があった住宅を被災市町へ提供のするほか，一時入居の専用電話を設ける等の対応を行ったが，具体の入居相談等は，建設省が大阪市内に設 けた「被災者用公営住宅等斡旋支援センター」のほか，住宅•都市整備公団関西支社仮移転住宅特別対策班や，雇用開発事業団兵庫雇用促進センター（神戸市内）等 が中心となって行われ，被災者は，直接住宅の管理者と連絡を取って入居すること となった。

このような経過から，県としては，「どこへ」「いつ」「誰が」一時入居したのかに ついての情報を一元的に収集•把握することができなかった。

この結果，県外の公営住宅等へ一時入居した被災者に対する各種支援策等の情報提供は，各住宅の管理者（都道府県等）を通じて行われるに止まり，さらに，退去後は，それも出来ないこととなった。

県外被災者への情報提供等の支援は，約 2 年後の平成 8 年末の「ひょうごカムバ ックプラン」に基づく情報紙「ひょうご便り」の送付等まで遅れることとなった。 この情報紙の送付等の支援にあたっても，県外の公営住宅等への一時入居者の情報 が，県で一元的に把握できていなかった。このため，県外居住被災者からの申し出 に基づき，各市町が広報紙を送付していたリストの提供を受けて，送付することに なり，一時入居者を全て網羅することはできず，課題として残ることとなった。

これら支援施策については，項をあらため，次の（3）で詳細に検証する。

## ウ 支援施策

## （ア）行政による支援

こうした県外居住の被災者に対して，行政はさまざまな施策，働きかけを展開した。 その概要を表9に示した。

ここでは，その主なものについて確認しておきたい。
総合的な支援プログラムとして，「ふるさとひょうごカムバックプラン」（平成 8 年 12 月～同 10 年 8 月）がある。具体的には，まず第 1 は，先に述べた情報紙「ひょう ご便り」による情報提供である。「ひょうご便り」は，住宅募集などの支援情報を掲載 した情報紙で，県外居住被災者のらち希望者に送付された。次に，専用フリーダイヤ ルでの相談業務も行われた。これは，震災復興総合センターにおいて，住宅，こころ やからだのストレス，教育問題など各種相談に応じたものである。さらに，全国紙の紙面を購入し県外居住被災者に対してどのような支援がなされているかについて情報提供を行ならなど，インターネットを通じた情報提供も実施された。

第2は，経済的な支援である。まず，民間賃貸住宅家賃負担事業の拡充が図られ，当初対象外とされた県外被災者も対象となった（3（3）も参照）。次に，生活復興資金貸付制度の適用がある。これも当初は対象外であったものを郵便局での申込を認め るなどして適用対象に組み込まれた。さらに，被災者雇用奨励金の拡充適用がなされ た。これは，住居が全•半壊（焼）した被災者を雇用する事業主に対する支援（奨励金）である。

総合的な支援プログラムの第 2 弾として展開されたのが，平成 10 年 9 月からの「ふ るさとひょうごカムバックプラン 2 」である。ここでは，兵庫県内に戻ろうとする被災者の登録制度が設けられ，「ひょうご便り」の送付のほか，専用フリーダイヤルによ る相談業務なども開始された。さらに，平成 12 年 7 月からは，上記カムバックプラン 2 に登録している県外被災者のらち，兵庫県へ戻ろうとする意志のある被災者を対象 に，電話訪問相談員が電話や手紙を通して個別的な情報提供，相談業務を行っている。

表9 県外居住被災者支援の推移一覧表


## （1）民間団体による支援

上記のように，行政は県外被災者に対してさまざまな支援を行った。しかし，この後エで見るように，そこに多くの課題，問題点が存在していたことも事実である。そ れについては後述するとして，ここではまず，行政による支援の限界，不足を補完し，県外被災者支援に非常に重要な役割を果たした民間団体による支援について見ておこ う。

県外被災者に対しては，それぞれ地元に活動の拠点を置く旧来の，あるいは，新規 の民間団体，ボランティアグループが生活支援などに重要な役割を果たした。しかし，県外被災者支援の中核となった団体として，「市外•県外避難者支援全国ボランティア ネットワークりんりん」（大阪市西区）の存在は特筆に値する。

仮設住宅の入居，各種支援金や融資金の受給などに関して，情報不足に不安を募ら せていた県外被災者が，自分たちが置かれた現状や悩みを語り，情報交換を行ら場が， 1996 年 9 月はじめて設けられた。この会合を呼びかけたのが「りんりん」であった。同団体は，その機関紙「りんりん」の創刊号（1995年9月15日刊行）で，下記のよ らに記している。本稿ではいちいち具体的に挙げることのできない県外被災者が抱え ていた問題を簡潔に集約した文章でもあるので，少し長くなるが引用しておきたい。

この度，市外•県外へ避難している方々のネットワーク＂りんりん＂への参加の呼 びかけを開始しました。被災地は少しづつ平静を取り戻し，復興に向いての動きも出 てきています。次々と吹き出してくる新しい問題を抱えながらも，少なくとも行政や ボランティアのサービスが届いていますが，やむなく市外•県外へ避難している人々 には皆無に近い状態です。
望郷•高齢や生活等様々な事情による困難，悩み・不安や孤独•不公平感•見捨て られている淋しさ等をせめて聞いて欲しい。実情を知ってほしい。被災地のことも詳 しく知りたい。気がかりなことも相談したい。同じ土地に避難している人と連絡をと りたい。

こんな想いを持って日々暮らしている方々の会です。全国各地に散らばった被災者 の会＂りんりん＂にぜひ参加してください。一人一人の小さな声を集めましょう。せ めて淋しくないように，希望がもてるように手をつないでいきましょう。あなたの友人知人にも＂りんりん＂への参加を呼びかけて下さい。

特筆すべきは，「りんりん」が震災から約半年の時点で，すでにこのような動きを開始していることである。上記（ア）で見たように，行政による総合的な支援プログラ ムが稼働したのは1996年9月からであり，先行すること約1年である。こらした機動性は，被災者（市民）と近い距離にある民間団体の真骨頂であると言えるだろう。「り んりん」は，機関誌の発行，会合の開催を中心とした活動を息長く継続した。下記エ に見るように，その過程では，上述の「カムバックプラン」にも直接，間接の影響を与えている。

## エ 成果と課題

多くの県外被災者が生活上，経済上の不安や不満を抱え，県内へ戻ろうとする意志を持ちながらそれが叶わなかった人々が少なからず存在することも事実である。すなわち，県外被災者に対する支援については，その成果とともに，多くの問題点，今後検討すべ き課題も残された。

成果と課題についても，まず，基礎的なデータから見ていこう。もつとも重要な問題 は，言うまでもなく，住宅の確保であった。初期のデータとして，上記アで触れた「街 づくり支援協会」のデータ（「阪神•淡路大震災復興誌」（第2巻））を見ると，アンケー ト回答者の $78 \%$ が元の居住地に帰る意志を持っているのに対して，持ち家の再建など目途が立っているのは $14 \%$ に過ぎず， $39 \%$ が「復興住宅の当選待ち」という状況であった。

基本的には，同じ状況がその後も続いた。たとえば，兵庫県が展開した「ひょうごカム バックコール\＆メール事業活動」の状況報告（平成16年3月31日）によると，県内に戻る意志のある被災者に電話で「戻れない理由」を尋ねたところ，35．4\％が公営住宅に当選しないと答え，希望にあう住宅がない，自宅再建•転宅資金の調達が困難等を加える と，60\％を大きく上まわる（表10）。
以上のように，県外被災者にとって最大の課題は住宅を確保することであったが，そ のための支援は必ずしも十分ではなかった。表10の「復興住宅の当選待ち」に見るよう に，復興住宅が頼みの綱であった県外被災者も相当数に上っていた。しかし，特に，県外被災者を対象とした厚遇措置が講ぜられたわけではなかった。もちろん，県内の被災者とのバランスや，その他の支援メルクマール，たとえば，年収や年齢と比較して，居住地条件はプライオリティが低かったのかもしれない。

表10兵庫県に戻れない理由
（兵庫県調べ「ひょうごカムバックコール \＆メール事業報告」）

| 公営住宅に当選しない | 67 | $35.4 \%$ |
| :--- | ---: | :---: |
| 希望にあう住宅がない | 51 | $26.9 \%$ |
| 仕事，子供の学校など | 31 | $16.4 \%$ |
| 高齢，病気 | 14 | $7.4 \%$ |
| 自宅再建•転宅資金の調達が困難等 | 5 | $2.7 \%$ |
| 区画整理，マンション再建中等 | 3 | $1.6 \%$ |
| 方針未定 | 5 | $2.7 \%$ |
| その他 | 13 | $6.9 \%$ |
| 合 | 計 | 189 |

しかし，実際には，たとえば，平成15年春には 県営住宅の提示募集時に県外居住者 への特別優先枠が設定されている。だが，一つには，被災から長い期間が経過したこと，二つには，交通至便な場所に建設された県営住宅には希望者が多く，特別枠を多数設定 する余裕がないことから，相対的に不便な立地の県営住宅に限定されたこと——上 2 つの理由から，残念ながら，その利用率は 1 割にすら達していない。しかし，今後は，「県外（被災地外）」といら要素は，支援の重要なメルクマールの一つとなるであろう。
さらに，県内に戻れないのであれば，県外での生活支援が重要となる。なぜなら，そ れが，県内に戻るための資金の確保にもつながるからである。しかし，この点について も，対応は遅れをとった。たとえば，平成 8 年 8 月にりんりんが中心となって開催され た県外被災者の緊急集会では，以下のような厳しい声があがっている。

「うそでしょう？なんで！どうして？信じられない！！同じ被災者なのに・••住民票も置いている，市県民税も払っている，本当に切り捨てるのですか，県外で自力 で頑張ってきた，厳しい現実のなかで，それでも被災地の一日も早い復興を祈り耐えて きた，この気持誰が受け取るのですか，本当に本当に切り捨てるのですか」。

これは，県外被災者が，民間賃貸住宅家賃負担軽減事業の対象外となることが判明し た時点のものである。
県外被災者が，民間賃貸家賃軽減事業の対象外になることについては，当初，「制度は市町と被災者，家主が三者契約を結び，市町から家主に補助する仕組み。県外でやろう とすれば，全国約 3200 もの自治体にお願いしなければならない。実務的に不可能です」 との説明がなされた（「大震災問わずにいられない」（神戸新聞社，2000年；280頁）。し かし，結果的にではあるが，この後数ヶ月後には，被災者，および，りんりんの声をう けてこの制約は取り払われ，あわせて，先に述べたように，被災者雇用奨励金や，生活

復興資金貸付制度についても，県内外の条件が撤廃されている。
むろん，数万人にも上る県外被災者への対応など，行政にとっても未曾有の体験であ る。試行錯誤があったことは故なしとはしない。しかし，今後へ向けた総括としては， この後（3 支援策の段階的拡充）でも述べるように施策の時間展開の観点からも，初動の遅延を段階的な支援枠拡大によって漸次補完するのではなく，初期対応を厚くし， その後，支援内容•対象を段階的に縮小することが求められる施策の一つであったと言 えるだろう。

## オ 総括

県外被災者に対して行政はいくつかの支援施策を講じた。しかし，その効果，および，実施のタイミングについては，問題点，反省点を指摘する声も当初から多かった。たと えば，上記の「りんりん」が，1996年11月に発行した会報誌は，「兵庫県への要望（案）」 として，県外避難の早急な実状調査，避難先の違いによる不公平な施策の是正，兵庫県 に戻るための支援，事情があってすぐ戻れない人への支援，復興基金に県外避難者支援 の項目を，の 5 点を訴えている。

これらの点を克服するには，今後以下の点を考えていくべきであろう。

## （ア）「市外•県外被災者」が相当数発生することを予め考慮する

このことは，阪神•淡路大震災の大きな教訓の一つであると言ってよい。阪神•淡路大震災の実績を踏まえれば，数字の見積り方にも依存するが，一時的にせよ避難所 に避難する被災者総数の約 1 割が市外•県外被災者となる計算になる。本震災では未曾有の体験であったが，今後はそうはいかない。被災地内の諸対応にも勝るとも劣ら ない重要な課題として，地域防災計画や災害対応マニュアルなどにも盛り込む必要が ある。

## （1）被災地外の自治体との連携—全国すべての自治体で意識啓発を

上記（ア）は，裏を返せば，大きな災害が発生した場合，全国のどの自治体も，被災地 から少なくとも一時的に被災者が転居してくる可能性があるということである。今回 の震災では，県外被災者の実態把握という対応の第一歩に困難があった。被災自治体 は，被災地内の緊急対応，復旧対応に忙殺される。当該自治体の対応には限界がある ことを予め織り込んだ仕組みを構築しておく必要がある。そのためには，大規模•広域災害の発生時には，避難先の自治体が積極的に，転居してきた被災者の届出窓口を立ち上げ，そのための広報，被災自治体への連絡等にあたる必要がある。これは，直接的な緊急支援活動と同様，重要な意味をもつ広域連携である。
（ウ）民間団体・ボランティア団体との連携•協力が重要
以上に見てきたように，県外被災者が抱えた問題の解決にあたつて，「りんりん」を はじめとする民間団体が果たした役割は非常に大きい。これは，そうした団体による直接的活動の成果としてもそうであるし，同時に，県内外の被災者の声，要望をこう した団体が集約，発信することで，行政の対応が進渉•拡充されたという意味でもそ うである。とくに，1996 年夏から翌年春にかけての「りんりん」を中心とする活動が，「ふるさとひょうごカムバックプラン（1）」へと結実したことは前述の通りである。 これまでも明記してきたように巨大災害に襲われた場合，被災地のただ中にある自治体に，その対応のすべてを委ねることは現実的ではない。特に，広域に散らばった県外被災者の支援には，国，周辺の自治体，さらには，企業，民間団体，マスコミなど の資源，力を結集しなくてはならない。この意味で，県外被災者に対する対応におい て，りんりんが果たした役割，それに応えた県の施策のあり方は，今後の参考になろ う。

りんりんを中心とする民間団体の対応については，もう一つ注目すべき点がある。 それは，被災地外，すなわち，県外居住者が現に居住している地域の民間団体との協力•連携体制を敷いた点である。たとえば，奈良の「ふきのとう」，広島の「のじぎく

の会」，福岡の「阪神大震災の被災者を救援する会」などである。これは上で指摘した被災地内外の行政の協力関係を先どりして実現したものであると位置づけることもで きる。自治体相互の連携強化とともに，各地の民間団体がその機動性を生かして被災地内外を接続する活動を展開することが，県外被災者の支援には不可欠であろう。

## （3）仮設•復興住宅入居者

仮設•復興住宅に入居した被災者に対する支援が重要な課題であったことは言うまでも ない。仮設住宅入居 4 6，617世帯，復興住宅入居 4 2 ，137世帯，この膨大な量ひ とつをとっても，これらの人々に対する支援のあり方が，被災者個人の生活復興にとって も，また，被災地全体の復興にとっても，非常に重要な意味を有していたことがわかる。 もつとも，見方を変えれば，本課題は，震災復興の全体像にも匹敵する広がりをもつてお り，現に，本総括検証においても，高齢者の見守り体制整備，被災者支援のあり方，災害復興公営住宅における取り組みといった検証項目でも主要な検証内容をなしている。よっ て，「復興推進上の共通課題」をテーマとする本稿においては詳細にわたる解析•検証は，上記の各項目での作業に委ねる。

代わって，特に，復興推進施策の対象要件に関わる問題に焦点をあてながら，本節（1） でとりあげた「生活復興調査」，および，復興公営住宅入居者を対象とした「災害復興公営住宅団地コミュニティ調査」の結果を中心に論じる。具体的には，高齢の被災者や被害程度が大きかった被災者を支援する観点から，仮設•復興住宅には，これらの被災者が優先的に入居した点に注目する。この施策は，被災者に生じた格差を是正するための施策であ り，一定の成果を上げた。しかし反面で，そうした人々が大多数を占める仮設•復興住宅 コミュニティには固有の問題も生じた。また，実際にはこれらの人々と同様に生活再建が容易でなかった中堅層の人々とのバランスの問題も生じた（本節（1）を参照）。に対する支援のあり方の問題と関連させる形で議論を進めたい。

## ア 基礎データ

## （ア）入居者の選定基準と建設場所

上で述べたように，仮設•復興住宅については，その入居者の選定にあたって設定 された基準が入居者の属性を決定づけ，その後の展開，および，行政による施策にも大きな影響を及ぼすこととなった。さらに，主として，大量の用地を確保するという観点から，結果として，既存市街地から遠く離れた地域，郊外の大規模団地，団地造成地，あるいは，埋め立て地などに多くの仮設住宅，復興住宅が位置することとなっ た。このことも，仮設•復興住宅に新たな課題を生じ，入居者に対する支援施策にも影響を及ぼすこととなった。そこで，まず，両住宅に関して入居者選定の基準，仮設•復興住宅の設置•建設場所についてふりかえっておきたい。

応急仮設住宅の入居者決定は，市町において抽選により行われたが，寒い避難所に多数の高齢者等が避難している状況を踏まえ，要援護者を優先する抽選とされた。具体的な優先順位としては，次のとおりであった。
［優先順位］
第1順位：•高齢者（60 歳以上）だけの世帯

- 障害者（身体障害者手帳1•2級，療育手帳Aランク）のいる世帯
- 母子家庭（子どもが 18 未満）

第2順位：•高齢者（65 歳以上）がいる世帯

- 乳幼児（3歳以下）がいる世帯
- 妊婦のいる世帯
- 18 歳未満子どもが 3 人以上いる世帯

第 3 順位：•病弱な人，被災により負傷した人，一時避難により身体 の衰弱した人がいる世帯
第 順位：・その他の世帯（第 $1 \sim 3$ 順位に当てはまらない世帯）

また，応急仮設住宅の建設された場所は，図9のとおり，被災地全域に広がってい るが，用地確保の関係から，被害が大きかった市街地には小規模な仮設住宅が点在し，西区，北区等の郊外のほか，ポートアイランドや西宮浜等の埋め立て地に大規模な仮設住宅団地が建設されることとなった。


図9 応急仮設住宅の建設分布図

一方，災害復興住宅の入居者選定は，仮設住宅と同様に抽選により行われた。県•市町営の公営住宅，県•神戸市の公社住宅，公団住宅等の各種公的住宅が供給される ことから，応募者の利便性等を考慮して，県•市町•公社•公団からなる協議会が設置され，4次にわたり一元的募集が行われた。

入居者選定では，第1次～第4次の各募集において，募集戸数の 3 割が高齢者等の優先枠となり，次の優先順位が設けられた。

第1順位：70歳以上の者のみ等の世帯，重度障害者のいる世帯
第2順位：60歳以上の者のみ等の世帯， 3 再未満の乳幼児を扶養する母子世帯等
第3順位：高齢者（65 歳以上の者）がいる世帯，母子世帯，多子世帯，中度以上の障害者のいる世帯等
第4順位：病弱な者のいる世帯，特に配慮を要する世帯


さらに，応急仮設住宅からの恒久住宅への早期移行を図るため，仮設住宅入居者枠 （第2次：6割，第3次：7割（県営10割），第4次：8割（県営10割））が設けら れた。

また，災害復興公営住宅の建設場所は，図10のとおりである。被害が大きかった長田区から尼崎市•宝塚市の市街地に相当数が建設されたが，これらは，用地確保等の問題から比較的小規模な団地であり，大規模な団地は，西区•須磨区の郊外のニュー タウンや，H A T 神戸，南芦屋浜等の新たに開発された地域に建設されることとなっ た。


図 10 災害復興公営住宅の建設分布図

## （1）入居者の属性

以上の経緯から，仮設•復興住宅は，以下のような人口属性上の特徴を帯びたコミ ユニティをなすこととなった。第1に，当然のことであるが，元居た居住地を離れ転居してきた人々ばかり，あるいは，そういった人々を多く含むコミュニティであった。第2に，非常に高齢化の進んだコミュニティであった。第3に，自宅や家族に大きな被害を受けた被災者，すなわち，震災による心身のダメージが大きな人々が多数を占 めるコミュニティであった。

以上の点は，調査データに明確に現われている。たとえば，仮設住宅については，「応急仮設住宅入居者調査」（平成 8 年 $2 \sim 3$ 月実施）を見ると，旧居住地は長田区が 4， 702 戸（ $12.7 \%$ ）と最も多いほか，被害の大きかつた東灘区 3 ， 305 戸（ $8.9 \%$ ），灘区 3,418 戸 $(9.2 \%)$ ，兵庫区 3,017 戸（ $8.1 \%$ ），西宮市 2,672 戸（ $7.2 \%$ ）と続く。他方，実際に建設された仮設住宅戸数は，長田区 647 戸，東灘区 3 ， 883 戸，灘区 986 戸，兵庫区 654 戸，西宮市 4 ， 901 戸である。これより，長田区や灘区，兵庫区では，仮設住宅の入居世帯に比べ建設戸数が圧倒的に少なく，多くは，郊外に設置された仮設住宅団地へ入居したことが伺われる。

第2に，入居世帯の年齢を見ると，世帯主が 65 歳以上の高齢者世帯が $41.8 \%$ を占 め，これら高齢者世帯の構成員数は，1人又は 2 人が $90.1 \%$ を占めていた。

他方，復興住宅についても，同様の傾向を見いだすことができる（データの出所は， いずれも「災害復興公営住宅団地コミュニティ調査報告書」（兵庫県））。第1に，入居者の約半数（ $46 \%$ 程度）が震災時の居住地から3 キロ以上離れた場所に位置する復興住宅に入居しており，10キロ以上移動した人も $20 \%$ を越える。しかし他方で， 1 キロ未満（ほぼ，元のコミュニティと同じ地域と言えるであろう）という人も $23 \%$ 存在し， かつ，後述するように，物理的距離の移動そのものが問題なのではないことを示唆す るデータも得られている。第2に高齢化については， 65 歳以上が $38.1 \%$ に達している。 これは，一般県営住宅の $16.0 \%$ ，震災発生時の兵庫県全体の数値 $13.7 \%$ などと比較して

も，非常に高い数値である。第3に，被害程度については，入居世帯の $74.5 \%$ が自宅 が全焼•全壊した被災者で，かつ，27． $6 \%$ の入居世帯が自分あるいは家族が人的被害を受けていた。

以上を集約すれば，仮設•復興住宅では，自宅の大被害から住む場所を奪われ，元居た地域から離れた場所で，自らと同じような立場，年齢の人々が多数を示す社会で生活する高齢の被災者をいかに支援するかが課題となっていたことがわかる。

## ィ 仮設•復興住宅入居者に対する支援：その成果と問題点

（ア）支援施策の展開と成果
もちろん，仮設•復興住宅の入居者，世帯に対しては，行政は，一少なくとも，2
（1）でとりあげた中堅層と比較すれば一数多くの支援施策を展開した。冒頭で指摘 したように，仮設•復興住宅に対する優先的入居そのものが支援であるが，ここでは， その他の施策についてその主なものについて見ておこう。

応急仮設住宅や災害復興公営住宅への入居者には高齢者等が多いほか，避難所から仮設住宅，災害復興公営住宅と何度も転居を余儀なくされ，従前からのコミュニティ から離れざるを得なかった状況から，相談•見守り対策のほか，健康•福祉，生きが い・コミュニティプラザの各分野において，表11，表12のような施策が実施された。

相談•見守り対策では，生活支援アドバイザー，ふれあい交番相談員，生活復興相談員，高齢世帯生活援助員などが配置され，戸別訪問による見守り活動や新しい環境 で生じる問題等の相談に応じた。また，福祉•健康の面では，要支援の高齢者等が入居する地域型仮設住宅や，高齢者向け住宅のシルバーハウジングに生活援助員等が派遣されたほか，医師•保健師や看護資格をもつ健康アドバイザーによる健康相談等の活動が行われた。

さらに，新たな馴れない環境において，高齢者等が閉じこもりがちになること等を防ぐため，仲間・コミュニティづくりの支援として，ふれあいセンターやコミュニテ ィプラザの運営支援のほか，N P O ・ボランティアとも連携した支援事業などが展開 された。

これらの施策は，もちろん，一定の成果を上げたと評価できるであろう。

## （1）自立への奮闘と心身ヶアの必要性

以上に整理した施策はどのような成果をあげ，また問題点が残ってるのか。ここで は，仮設•復興住宅入居者とそうではない被災者について，特にその生活復興上の相違（格差）について検証するといら観点から，前者については「災害復興公営住宅団地コミュニティ調查」（上記），後者について「生活復興調査」（2（1）で概要を略述） のデータを参照しながら論じたい。両調査は，いくつかの調査項目を共有しているの で，データの比較が可能である。

各論の前に，結論を先どりしておくと，以下の通りである。一般的に，復興住宅入居者は，数々の支援施策にもかかわらず，生活復興の歩みはけっして早いとは言えな い。特に，心身のストレスが高いことが懸念される。ただし，ボランティアによる支援や団地単位での仲間づくりなどが，入居者の生活再建にプラスの影響を与えている ことを示すデータもあり，支援施策が一定の成果をあげていることもあきらかとなっ た。以下，具体的なデータを見ていく。

表11応急仮設住宅入居者を対象とした主な支援

| 分 野 | 事 業 名 | 内 容 等 |
| :---: | :---: | :---: |
| $\begin{aligned} & \hline \text { 相談•見守 } \\ & \text { り対策 } \end{aligned}$ | - 応急仮設住宅巡回相談 <br> - 生活支援アドバイザー <br> - ふれあい交番相談員 | 各種支援者を配置し，生活再建や恒久住宅への移行等の相談活動を展開。 |
| 健康対策 | －仮設診療所設置事業 | 仮設住宅入居者の医療を確保する ため，仮設診療所を設置。（7か所） |
|  | －健康アドバイサー | 看護資格をもつ健康アドバイサー が戸別訪問により健康相談等を実施。 |
| 福祉対策 | －地域型仮設住宅入居者ケア事業 | 支援が必要な高齢者等のために，地域型仮設住宅を設置し，生活援助員等を派遣。 |
|  | －「ふれあい安心ベル」の配布 | ひとり暮らし高齢者が，安心して生活できるよう，「ふれあい安心ベル （防犯ブザー）」を配布。 |
| 生きがい・ュミュニティ対策 | －ふれあいセンター管理運営 |  |
|  | －いきいき仕事塾の開設 | 高齢者の生きがい・仲間つくりの きっかけづくりとして，手芸•野菜 づくり等を学ぶ場を開設。 |
|  | －スポーツ遊具等設置助成 | 子どもの心身のリフレッシュ等の ため，スポーツ遊具等の設置を助成。 |

表12災害復興公営住宅入居者を対象とした主な支援

| 分野 | 事 業 名 | 内 容 等 |
| :--- | :--- | :--- |

両調査で共通して用いられている中心概念に，「生活復興類型」がある。これは，く らしに対する姿勢について問う複数の質問項目を総合的に指標化すること（具体的に は，因子分析と呼ばれる分析手法を用いる）によって得られるものである。具体的に は，この分析によって，震災の打撃から回復し前向きに生活することが可能になった と判断される「自立（回復）型」，自立へ向けた方向性を有しているもののその過程に あると判断される「自立（奮闘中）型」，および，生活満足度や再適応感が相対的に低 く被災の打撃から必ずしも回復しているとは言えない「再興途上型」の3つの生活復興類型が見いだされた。そして，2つの「自立型」と「再興途上型」の割合を，一般被災者のサンプルと認めうる2003年の生活復興調査と復興住宅調査とを比較すると，図11に示したように，やはり，復興住宅居住者には，「再興途上型」がより多いこと がわかる。すなわち，全体として言えば，数々の支援施策にもかかわらず，復興住宅入居者の生活復興は遅れがちである。この点，被災者が当初有していた格差を十分に埋めるには至っていないと言える。


図 11 「くらしに対する姿勢」タイプの比較（「復興住宅調査」から）

また，「自立型」の内訳を見ると，図12のように，復興住宅入居者には，「自立（回復）型」よりも「自立（奮闘中）」がより多く含まれている。そして，この奮闘に対し ては，重要他者との出会い（この点は，下の（ウ）で詳述），訪問者の存在，自治会活動の充実，LSA などの公的支援者の活動といった要因がポジティヴな影響を及ぼすこ とが見いだされている。よって，上記（ア）による諸施策は一定の成果をあげている が，なおいっそうの充実をはかる必要性があると言える。


図 12 「自立」タイプの構成の比較（「復興住宅調査」から）

他方，高齢で被害の大きかった被災者，かつ，それまでとは異なる場所での生活を スタートすることになった被災者が多く生活する復興住宅では，心身のストレスが高 い点が懸念される。これは，震災による直接的な心身へのダメージに加え，上で述べ

たような意味での生活復興へ向けての「奮闘」が影響を及ぼしている。例えば，心的 ストレスに関する項目である「気持ちが落ち着かないころがあるか」という問いに対 して，「いつも」あるいは「たびたび」と答えた人の割合は，被災者全体では 17．9 \％ であったが復興住宅入居者では $24.3 \%$ にのぼり，「気分が沈むことがある」でも，被災者全体 $18.5 \%$ ，入居者 $25.3 \%$ である。また，身体的ストレスについて尋ねた「息切れ がする」では，被災者全体 $7.8 \%$ に対して入居者 $16 \%$ ，「めがいがする」では，被災者全体 $5.5 \%$ に対して入居者 $12.6 \%$ である。

さらに，先に，中堅層に対する支援について検証する中で，図6，7に示したよう に，高齢者は，一般に心身ストレスが高い。すなわち，中堅被災者（中年層かつ中所得者層）は，高齢の被災者とは異なった意味で困難を抱えている面があるものの，心身ストレスは相対的に低い。逆に言えば，高齢の被災者は，その所得階層や生活復興 の状態のいかんにかかわらず，心身ストレスが高い傾向にあるのである。（ア）に集約 したように，特に，高齢者の占める割合が突出して高い仮設•復興住宅においては， さまざまな形で入居者の心身の健康に対するサポートが展開されてはきた。しかし，調査データによると，コミュニティの形成や新たな人間関係の創出といった側面に比較すると，この点に関する成果は必ずしも十分とは言えないことが示唆される。今後 は，医療•保健面での支援の拡充が求められると言える。
（ウ）「元いた場所に戻りたい」という願いについて
本項の最後に，仮設•復興住宅入居者に関して，しばしば問題点と指摘された元の コミュニティ（住まい，人間関係）との距離，という点について考えておきたい。「元 いた場所に戻りたい」という声は，しばしば耳にする被災者の切実な願いである。と りわけ，県外被災者（2（2））や，震災時の居住地から離れた復興住宅に入居した被災者にとってはそうであろう。

さて，「戻りたい」という要望には，当然のことながら，理由がある。このとき，居住地や住まいは単なる物理的空間ではない点に注意が必要である。特に，長年同じ場所に住み続けた高齢者にとっては，その場所•環境は，ライフコース（人生）そのも のである。その街のお店，その街の病院，その街の路地，そこでの会話，そこで培っ た人間関係一これら有形，無形のものが溶け合って場所というものは形成されている。 そこは，単なる物理的空間ではない。だからこそ，人々は，その場所に戻りたいとい ら感覚を抱くのである。

しかし，この同じことは，次のように別の角度から見ることも可能である。場所は単なる物理的空間ではない社会的空間である。であるとすれば，元いた場所にあった ものと同じ豊かさをもつ社会的空間を新たに創造することができれば，あるいはその ための支援を適切に講じれば，必ずしも，物理的に同じ場所に帰還することが被災者 の生活復興に必須ではないかもしれない。

実際，そのことを示唆するデータを，「災害復興公営住宅コミュニティ調査」に見い だすことができる。本調査では，被災者（復興公営住宅入居者）の震災からの生活の回復ぶりを総体としてとらえる尺度（生活復興感尺度）が準備されている。この値と他のさまざまな調查項目との関係分析を行うことで，どのような要因が生活復興感を高めるのか，あるいは，逆に低下させるのかを推定することができる。そうした分析 から，ここでの議論と関連する 2 つの非常に興味深い事実が浮上した。

第1は，被災時の居住地（元いた場所）と現在の居住地（復興公営住宅のある場所） の移動距離の大小は，居住者の生活復興感にほとんど影響を与えないという事実であ る。つまり，たしかに，巷間，「元いた場所に帰りたい」という声は聞く。しかし，実際に，復興公営住宅に入居している人々（その中には，「元いた場所からはだいぶ遠い」 と不満や不安を抱きながら入居した方々もいらっしゃるであろう）の，現時点での生活復興感に，元いた場所からの距離は大きな影響を及ぼさないのである。

第2の事実は，生活復興感によい方向で影響を及ぼす有力な要因として，「重要他者 との出会い」という要因が浮上した点である。統計的に言えば，元いた場所からの距離は生活復興感に明確な影響を与えているとは言えないが，重要他者との出会いは，統計的に有意な（無視できない）影響を与えていることがはっきりと見いだされた。 この要因は，次のような質問項目によってとらえられる項目である。

「人は人生で自分以外の様々な人々との関わりを通じて自分の人生をつくつていく ものだと言われます。あなたは，その人のおかげで被災後の生活設計が定まったと感 じられるような『だれか』にめぐりあわれましたか」
この項目は生活復興感の高低に非常に大きなインパクトを与える。もちろん，出会 いのあった人は復興感が高く，そうでなかた人は低くなる。このことは，すなわち，被災者が「重要他者との出会いがあった」と感じることのできるような社会的空間（コ ミュニティやまち）を新たに創造することができれば，そのための適切な支援を行政 が行らことができれば，物理的に同じ場所に被災者を帰還させることと同じ効果—控えめに言っても，勝るとも劣らない効果—を生むことができるということを示唆 しているであろう。

もちろん，この点については賛否両論もありえるだろう。それでも，物理的に同じ居住地への帰還を考えるべきだという考えもあろう。高齢者の場合，一般的に言って， まさに，こうした「重要な他者」との出会いを新たに求めるライフステージにはない ことが問題なのだ。既存のものを回復するしかなく，だからこそ，物理的に同じ空間 に戻ることが大事だという意見もあろう。これに対して，逆に，当該地域の過半が転居しているような地域の場合，同じ場所に戻ったとしても，既存の人間関係を回復す ることにつながるのだろうか。それよりは，新しい場所で新しい人間関係を基盤にし た社会的空間を作っていくこと，そのための支援をすることの方が大切ではないか。 こらした反論もあろう。さらに，被災者の年齢，ライフステージ上の位置，職業，さ らには，パーソナリティなどによっても，どちらの方向の施策が有効かは変わるとも考えられる。

しかし，いずれにせよ，上記のデータは，少なくとも，「元いた場所に戻る」ことだ けが生活復興ではないこと，言いかえれば，元いた場所に戻れなければ生活復興はあ りえないという考えは一面的に過ぎること，以上のことを示唆する点では重要である。
ただ，被災地でも淡路地域では，コミュニティが維持された結果，高齢者の閉じこ もり等が大きな問題とならなかったほか，先の新潟県中越地震においても，被災地が中山間部であり，集落単位で避難したことで，住民の安心につながったという状況が ある。これらの例からも，仮設住宅や災害復興公営住宅への入居にあたっては，でき るかぎり従前居住地のコミュニティ単位で入居できるような配慮を行うことが，以後 の生活復興に大きく寄与すると考えられる。

その上で，既存コミュニティの復興とその場所への居住者の帰還，および，新しい居住空間の設定とそこでの新たな人間関係の創造，既存居住空間の再建•復興状況，該当者の年齢，ライフステージ，職業などを勘案しながら，この両者の方向性をバラ ンスさせていくことが重要である。

## （4）外国人県民

被災地のらち神戸地域等は，明治以降神戸港を中心として日本の輸出入の一大玄関口と して発展した歴史から，外国人が多く居住•滞在する地域である。これら外国人県民も，阪神•淡路大震災では日本人と同様に被災を受け，復旧•復興に取り組んでこられた。

外国人県民と日本人の最大の差は，言語と国籍である。すなわち，日本語による情報伝達・コミュニケーションが十分できない被災者に対し，必要な情報が十分に伝わったかど らか。また，各種の支援策が，日本国籍の有無によって適用•不適用等の問題がなかった

かという点がある。
これらの点については，社会•文化部会「外国人県民支援のしくみづくりと地域国際化 の推進」で検証されていることから，ここでは，各種施策による支援の状況を確認してお きたい。

復旧•復興の支援の主な施策等としては，応急仮設住宅や災害復興公営住宅等の住まい の提供，阪神•淡路大震災復興基金を活用した住宅•生活•産業等の各分野における支援事業があるが，これらについては，日本国籍の有無による適用•不適用の差はなかった。

一方，既存制度•施策においては，健康保険に未加入のため，震災に起因する傷病の医療費の支払いが困難であったり，外国人学校の一部が，災害復旧の国庫補助対象外である等の課題があった。このため，各総領事館関係者，外国人団体代表者，外国人学校関係者 や学者，国際交流団体関係者等からなる「外国人県民復興会議」（平成 7 年 2 月 17 日設置） の意見•提言を踏まえて対応が講じられた。

具体的には，復興基金を活用し，保険未加入の外国人県民に対し医療費の補助を行う「外国人県民救急医療費損失特別補助」のほか，外国人学校の施設や教育用備品等の復旧費用 を補助する「私立専修学校•外国人学校施設等災害復旧費補助」「同教育活動復旧費補助」，被災した生徒等の授業料等の軽減を図る「私立専修学校•外国人学校授業料等軽減補助」等が設けられた。

以上のとおり，外国人県民の復旧•復興についても，相当程度の配慮が払われた。この ことは，海外との交流が活発であるという神戸•阪神地域の歴史的な特性も貢献している と思われるが，約 70 年前に発生した関東大震災において，在日朝鮮人•韓国人が不当に差別的な対応を受けたことと比べ，社会全体の国際理解が着実に進んできた結果と評価でき るのではないか。

ただし，問題点も残る。たしかに，中国，朝鮮•韓国や欧米系外国人は，比較的人口も多く，民間ボランティアや民族団体や各国総領事館等の支援もより豊富と考えられる。し かし，表13のとおり，近年日本に滞在する外国人の出身国も多様化してきており，特に少数しか居住•滞在していない国の外国人県民についても，今後，十分に配慮していく必要 があると考えられる。

表13県内外国人登録人数（上位 20 か国，平成 15 年 12 月末現在）

| 国 名 | 人 数 | 国 名 | 人 数 | 国 名 | 人 数 |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
| 韓国•朝鮮 | 61， 092 | 英 国 | 803 | マレイシア | 181 |
| 中 国 | 20，191 | イトド䘟ア | 708 | ボリヴィア | 166 |
| ブラジル | 3， 897 | オーストリア | 602 | ロシア | 157 |
| フィリピン | 3， 106 | カナダ | 544 | ラオス | 122 |
| ヴェトナム | 2， 964 | タイ | 533 | その他 | 2， 407 |
| 米 国 | 2， 317 | ドイツ | 315 |  |  |
| ペルー | 1，181 | ニュージーランド | 236 | 県全体 | 102， 721 |
|  | 969 | フランス | 230 |  |  |
|  |  |  |  | （神戸•阪神） | $\begin{aligned} & (76,242) \\ & (74.2 \%) \end{aligned}$ |

## （5）被害認定調査

未曾有の大災害であった阪神•淡路大震災では，その後の復旧•復興において，各種支援策の適用対象は，家屋の被害程度，具体には「り災証明」の内容が最大の基準となった。 そのため，「り災証明」の『全壊』『半壊』『一部損壊』の判定を巡り，被災者の間に多くの不満が生じ，市町の窓口へも判定の見直し等の苦情が多く寄せられることとなった。

しかし，家屋被害を『全壊』『半壊』『一部損壊』に判定する基準は，本来，国が災害時 の被害状況を把握することを目的に，各自治体に示したものであり，各種支援策の適用基準に利用することを想定して定められたものではない。この基準は，表14のように大枠が示されているのみであり，具体の判定は，市町に委ねられたものであった。これほどの大災害の経験がなかったことから，一般の県民はもとより，被害認定を行ら市町においても，後々に「り災証明」がこれほど重要な意味をもつとは想定していなかった。このため，家屋被害の認定，「り災証明」の発行においては，様々な混乱がみられた。

表14：災害に係る住家の被害認定基準

| 被害種類 | 基 準 |
| :---: | :---: |
| 全壊•全焼 |  |
| （全流失） |  | | •住家の損壊，焼失若しくは流失した部分の床面積が，その住 |
| :--- |
| 家の延床面積の $70 \%$ 以上 |
| •住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害 |
| 割合で表し，その住家の損害割合が $50 \%$ 上上 |

## ア 各市町における被害状況

被災地 10 市 10 町の人的及び家屋被害の状況は，表 15 のとおりとである。当然のこと であるが，家屋被害が大きかった市町においては，人的被害が大きかったことが分かる。人的被害のらち，死者数は，震度 7 の地域を含む神戸市，西宮市，芦屋市，宝塚市で多 くなっており，重•軽傷者を加えた被害者数全体では，神戸市，西宮市，尼崎市，芦屋市の順に多くなっている。
一方，家屋被害数では，神戸市，尼崎市，西宮市，宝塚市の順に多くなっており，人的被害とは若干の違いが見られる。家屋被害（全•半壊の棟数）と人的被害者数（死者数＋重傷者数）の相関関係を見ると，図 13 とおりとなる。概ね，人的被害と家屋被害は，比例して増加していることが分かる。

表15 被災10市10町の被害状況

|  | 人的被害者数 |  |  |  |  |  |  | 家屋被害数（棟数） |  |  |  |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
|  | 死者数 | 重傷 | 小計 |  | 軽傷 | 計 |  | 全壊 | 半壊 | 計 |  |
| 神 戸 市 | 4，564 | 6，300 | 10，864 | （1） | 8，378 | 19，242 | （1） | 61，800 | 51，125 | 112，925 | （1） |
| 尼 崎 市 | 49 | 1，009 | 1，058 | （3） | 6，136 | 7，194 | （3） | 5，688 | 36，002 | 41，690 | （2） |
| 西 宮市 | 1，126 | 1，643 | 2，769 | （2） | 4，743 | 7，512 | （2） | 20，667 | 14，597 | 35，264 | （3） |
| 芦 屋市 | 443 | 551 | 994 | （4） | 2，624 | 3，618 | （4） | 3，915 | 3，571 | 7，486 | （7） |
| 伊 丹 市 | 22 | 226 | 248 | （6） | 2，490 | 2，738 | （5） | 1，395 | 7，499 | 8，894 | （6） |
| 宝 塚市 | 117 | 393 | 510 | （5） | 1，808 | 2，318 | （6） | 3，559 | 9，313 | 12，872 | （4） |
| 川西市 | 4 | 75 | 79 | （9） | 476 | 555 | （9） | 554 | 2，728 | 3，282 | （8） |
| 明 石 市 | 10 | 139 | 149 | （7） | 1，745 | 1，894 | （7） | 2，941 | 6，673 | 9，614 | （5） |
| 三木市 | 1 | 2 | 3 |  | 17 | 20 |  | 24 | 94 | 118 |  |
| 洲本市 | 4 | 6 | 10 |  | 38 | 48 |  | 17 | 663 | 680 |  |
| 津 名 町 | 5 | 23 | 28 |  | 19 | 47 |  | 603 | 893 | 1，496 |  |
| 淡路町 | 1 | 6 | 7 |  | 51 | 58 |  | 333 | 668 | 1，001 |  |
| 北淡町 | 39 | 59 | 98 | （8） | 811 | 909 | （8） | 1，056 | 1，218 | 2，274 | （9） |
| －宮 町 | 13 | 16 | 29 | （10） | 146 | 175 | （10） | 765 | 736 | 1，501 | （10） |
| 五色 町 |  | 3 | 3 |  | 14 | 17 |  | 186 | 269 | 455 |  |
| 東浦町 |  | 21 | 21 |  | 25 | 46 |  | 319 | 461 | 780 |  |
| 緑 町 |  | 7 | 7 |  | 7 | 14 |  | 18 | 49 | 67 |  |
| 西淡町 |  | 3 | 3 |  | 2 | 5 |  | 136 | 178 | 314 |  |
| 三 原 町 |  |  | 0 |  | 4 | 4 |  | 18 | 119 | 137 |  |
| 南淡町 |  | 3 | 3 |  | 2 | 5 |  | 9 | 69 | 78 |  |
| 計 | 6，398 | 10，485 | 16，883 |  | 29，536 | 46，419 |  | 104，003 | 136，925 | 240，928 |  |

しかし，西宮市と尼崎市を比べると，西宮市の人的被害が相当大きかったにもかかわ らず，家屋被害では尼崎市が上回るという逆転が見られる。この状況は，神戸市を除い た図14でみるとより一層明確になる。

この違いは，各地域の地盤特性等による揺れの違いや，昭和56年以前の建築基準法に基づく家屋の多少による影響もあると考えられるが，各市町における家屋の被害認定の実施方法等による違いが大きいのではないかと推測される。

図 13 挿入：人的被害と家屋被害の相関関係


図 14 挿入：人的被害と家屋被害の相関関係（2）


イ 尼崎市及び西宮市における家屋被害の認定
尼崎市及び西宮市の被害認定方法について，両市の記録によると次のとおりである。
（ア）尼崎市
尼崎市における家屋被害の把握は，「震災直後の初動調査」，「全市外観目視調査」，
「建物の危険度調査」，「義援金等に係る家屋被害調査」の概ね 4 段階にわたつて行わ れた。

最初の「初動調査」は，市各支所の職員や社会福祉連絡協議会会長（自治会長）等 による目視による概略的な被害実態調査であった。このため，震災直後に発行された

「り災証明」は，地域の社会福祉協議会会長や民生児童委員の確認を受けた上での申請者（被災者）からの自己申告に基づくものであり，以後の各種支援策の適用基準と なる「全壊」「半壊」の判定はなく，被害状況は記述式となった。

次に行われた「全市外観目視調査」では，各地域の被害状況を把握することを目的 に，市の各支所職員等により，担当地域の家屋の外観を目視碓認が行われた。修復不可能なものは「全壊」，修復可能なものは「半壊」とされた。

さらに，震災後約 1 週間頃から，建築の専門家による「建物の危険度調査」が行わ れた。この調査は，二次災害防止を目的としたもので，市内の全共同住宅及び申込の あった戸建て住宅を対象に，「安全」「要注意」「危険」の 3 段階の判定が行われ，建物入口に，それぞれ緑•黄•赤のカードが添付された。

最終段階とも言える「義援金等に係る家屋被害調查」は，義援金や県災害援護金等 が，り災証明の全•半壊世帯を対象に支給されたことを受け，判定の正確を期すため に行われた。当該調査では，外観調査及び家屋内調査による全市一斉の悉皆調査を行 うことも検討されたが，短期間で調査を終了するための人員の手当等が困難であった ことから，最終的には，それまでの調査結果を活用した調査となった。具体には，「全市外観目視調査の全壊判定」「建物の危険度調査の赤ラベル」は「全壊」と判定し，そ の他の住家については，申請者との面談を基本に，「家屋被害状沉調査票」により外観•家屋内調査を併用して実施することにより判定された。

## （1）西宮市

西宮市における家屋被害調査では，まず，1月23日～2月6日までの間，福祉職員 を中心として小学校区毎に調査班を編成し，外観目視による個別調査が実施された。

その後，義援金の支給が開始されるに伴い，支給要件が全•半壊であることから，被災者から認定内容の再調査の申し出が多く出された。このため，同市では，2月下旬から申出のあった家屋を対象に再調査が順次実施された。また，一般戸建住宅の再調査とは別に，マンション，文化住宅等の共同住宅については，建築事務所等の建築士の協力を得て，より正確な再調査が行われ，判定誤りとなった一部については是正 がなされた。再調査申出の期間は，4月21日とされたが，実際には，その後も申出が つづき，再調查の実施，判定の確定には，その後相当の期間を要することとなった。特に，被害判定が困難な建物に対応するため，「西宮市家屋被害状況判定震災委員会」 を設けられた。

さらに，「家屋が損壊して，解体せざるを得ない場合は，全壊に等しい」との被災者 の心情に配慮するとともに，判定基準に幅があったことから，平成 7 年中に解体し，判定変更の申出があったケースについては，「全壊」扱いとする特例措置が講じられた。

## ウ 家屋の被害認定における課題

このように市町によって家屋被害の認定内容に，相当のバラツキが生じた原因として は，阪神•淡路大震災が未曾有の災害であり，各般の緊急対応等に追われ，被害認定に十分な人材（職員）や時間が当てられなかったこと大きな要因ではあるが，それ以外に次のような問題点が指摘できるのではないか。

## （ア）被害認定基準の曖昧さ

災害の被害認定基準は，元来，災害時の被害状況を把握するため，すなわち，国が被災市町から報告を徴することを目的に定められたものである。このため，各種支援 の適用の可否を判断するための厳密な基準として定められたものではない。

認定基準では，表 Z に示したとおり，例えば，「全壊」では，「住家の損壊した部分 の床面積が，その住家の延床面積の $70 \%$ 以上」等としているのみで，具体の認定にあ たり，どの程度損壊が $70 \%$ 以上と判定できるかどうかについては，明確にされていな い。

このため，被害認定においては，多分に認定者の主観•印象等により左右されると

いう問題がある。

## （1）被害認定の専門職員の不在

家屋被害の認定は，各市町によって若干の差違はあるものの，多くは，「り災証明」 の発行を所管する部局が行っており，前述の西宮市や尼崎市では，福祉担当職員等が中心となっている。当然，これらの職員は事務職であり，特に，家屋•建築等に専門的な知識を有しているものではなく，平常時から特別な研修等を受けているものでは ない。

さらに，人手と時間がない中での認定作業は，外観目視調查を中心としたものにな らざるを得なかった。

一部，建築士等の専門家の応援も得て調査を行っている。しかし，尼崎市では，「建物の危険度調查」を建築士の協力を得て行い，「危険」とされたものについて，後に，
「全壊」としているが，「危険度調查」は，余震等による二次災害を防止することを目的としたものであり，「危険」と判定されたものが，必ずしも「全壊」と認定されると は限らない。また，西宮市においても，建築士による判定は，マンション等の共同住宅に限って実施されたものである。

## エ 家屋の被害認定にかかる仕組みの構築（提言）

阪神•淡路大震災での被害認定に課題等があったことを踏まえ，国においては，建築技術の進歩や住宅構造の変化に対応するために，平成13年に「災害の被害認定基準」を見直すとともに，具体の被害認定のマニュアルとも言える「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」を定められた。同指針では，地震や浸水被害の災害種類，木造•非木造 の住家の種類ごとに，被害認定の評価項目等を詳細に定めている。しかし，同指針を適切に使った認定作業を行うには，担当職員等の研修等が必要となってくると考えられる。

また，阪神•淡路大震災後，国において被災者生活再建支援法の制定や，同法の改正 による居住安定支援制度の創設がなされたほか，各自治体においても，独自の支援制度等が設けられてきた。これらは，いずれも，住家の被害認定に基づき適用されることと なっており，家屋の被害認定は，単に国の被害状況の把握という目的に止まらず，被災者が支援を受けられるかどうかの重要な指標となっている。

このため，将来の災害に向けて，発災時の被害認定が迅速•公平に実施できるような仕組みの構築等が不可欠であると考えられる。

具体には，国又は自治体において，家屋の被害認定について一定の研修を受けた人材「被害認定士」（仮称）を育成するとともに，この人材を予め登録しておき，大規模災害時，当該被災市町のみでは被害認定ができない場合は，周辺市町から「被害認定士」を派遣し，迅速•公平な認定が行える仕組みを構築する必要があるのではないか。

また，現在の被害認定運用指針は，非常に詳細で，専門的な内容であることから，被害認定を主に担当する市町の一般事務職員でも，簡易に認定できる内容に改めることも検討する必要がある。

## 3 支援施策の段階的拡充

阪神•淡路大震災後，被災地は，長期にわたる復興という課題に直面した。それは，先の見えない，長く困難な道のりであったし，今後もその歩みは続く。その間には，予想通りの成果をあげた施策もあったし，思わぬ結果を招いた対応もあった。しかし，今，10年近い年月を経て，われわれは，震災直後から現在へと至る被災社会の変化の全貌を一望のもとに見渡せる地点に立っている。ようやく，「あの時の施策は拙速であった可能性がある」，あるい は，「この対応はもっと早い時点でとるべきであった」といった，長期にわたるタイムフレー ムに立った検証作業が実現可能な時点が到来したわけである。

こうした観点にたったとき重要と思われる論点のひとつとして，各種の支援施策が，時間 の経過とともに段階的に拡充されてきたことをどのように評価するか，という課題がある。

すなわち，支援施策は，一般に，行政システムを含め社会が大きな混乱に陥り，かつ，先が読めない震災直後には薄く，その後，予算措置や体制の立て直しに伴って手厚くなる傾向に あった。

これは，一方では，肯定的に評価されるべきものである。未曾有の大災害からの復興過程 は，未曾有の災害そのものと同様，だれにとっても未曾有の体験である。そのすべてを予期 できた者などだれもいない。よって，段階的に拡充されることが多かった復興支援策も，復興の進渉状況，内外の社会•経済的変動など，さまざまな変化に柔軟かつ有効に対応した結果としてこのようになったという一面がある。

しかし他方で，段階的な支援拡充は，時に「さみだれ式」との批判があったように，大き な支援が必要な困窮期には支援が十分行き届かず，逆に，その後，被災者の自己選択による自力復興が求められる時期になって，かえって支援が手厚くなることもあった。このことが，長期的な視点にたったとき，被災者や被災地の復興を阻害した可能性も考えられる。

以下， 3 節では，この論点に関して，具体的な事例を通して検証していくことにしょう。

## （1）復興基金事業の概要

ここでは，被災者支援施策の主力となった「復興基金事業」による支援施策を事例につ いて見ていこう。

まず，「復興基金事業」の経緯については，第2章8 「復興資金—復興財源の確保」に詳 しいので，ここでは割愛し，本項の論点（支援施策の段階的拡充）に関わる範囲で，事業 の経緯を簡単にまとめた表 16，および，主な生活復興支援施策を時期別にまとめた一覧表 （表17）のみを掲げておく。

表16 復興基金事業の設立•追加•拡充の経緯（兵庫県調心゙）

| 時 期 | 内 容 | 備 考 |
| :---: | :---: | :---: |
| 7年4月 <br> （創設） | 被災者住宅再建支援事業補助，緊急災害復旧埲金利子補給，ふれあ いセンター設㯰運営事業補助及び私立学校復興支援利子補給 $\text { 等 } 28 \text { 事業でスタート }$ |  |
| 7年8月 | （追加）復興まちづくり支援事業及び応急仮設住宅共同施設維持管理費補助 （拡充）私立学校復興支援利子補給 $\begin{array}{lr}\text { 等 } & 28 \\ \text { 等 } & \text { 事業 } \\ \text { 業 }\end{array}$ |  |
| 8年3月 | （追加）被災地芸術文化活動補助 等 5 事業 <br> （拡充）ふれあしいセンター設置運営事業補助 等 8 事業 |  |
| 8年7月 | （追加）民間凭貸住宅家賃負担軽娍事業 等 5 事業 <br> （拡充）被災者住宅購入支嗳事業補助 9 事業  | －恒久住宅への移行のた めの総合プログラム 策定 |
| 8年9月 | （追加）生活復興杽金貸付金利子補給 等 5 事業 <br> （拡充）虑急仮設住宅共同施設維持管理費初 等 事業 | －生活復興対策の充実 |
| 9年1月 | （拡充）民間賃貸住宅家賃負担軽隇事業 等 8 事業 | $\begin{aligned} & \text { がふるさとひょうご厸がック } \\ & \text { ブ策定 } \end{aligned}$ |
| 9年3月 | （追加）生活再建支援金，復與土地区画整理事業等融資利子補給，新産業構造拠点地区進出企業賃料補助及び被災地しこと開発事業補助 <br> （拡充）生活復興資金貸付金利子補給，被災者住宅再建支援事業補 <br> 助，産業復興ベンチャーキャレ゚外制度 等 19事業 | - 基金の増額（3，000億円） <br> - 住まい復興，生活復興に係る詳細プログラムの策定 等 |
| 9 年 10月 | （追加）被炎中高年恒久住宅自立支援制度，事業再開等支援瘦金利子補給 <br> （拡充）住宅債務債還特別対策，緊急災害復旧餈金利子補給等 8 事業 | －住まい復興，産業復興対策の充実 |
| 10年3月 | （追加）被災宅地二次災害緊急助成，被災商店街空き店舗等活用支援事業補助 （拡充）生活復興相談員設置事業補助，住宅再建に係る利子補給事業 <br> 等 28 事業 | －期間延长等 |
| $\begin{gathered} 10 \text { 年 } 5 \sim \\ 7 \end{gathered} \text { 月月 }$ | （追加）公営住宅入居待機者支援事業補助 <br> $\begin{array}{cc}\text {（拡充）被災者自立支援金（従来の生活再建支授金，中高年自立支章 } \\ \text { 業 } \\ \text { 等 } & 4 \text { 事 }\end{array}$ | - 基金の延長（3，000億円） <br> - 恒久住宅への入居促進 |
| 11年3月 | （拡充）緊急災害復旧资金利子補給 等 17 事業 | －期間延長等 |
| $\begin{array}{r} 12 \text { 年 } 1 \text { 月 } \\ \cdot 3 \text { 月 } \end{array}$ | （拡充）生活復興相談員設置事業補助 等 36 事業 | －「生活復興協働プログラム 2000」の推進 等 |
| 12年4月 | （拡充）被災者自立支援金 | －申請の取扱変更 |
| 12年7月 | （拡充）政府系中小企業金融機関災害復旧资金利子補給 等 3 事業 | －受付期間延長 |
| 12年12月 | （拡充）震災周年追悼•記念行事関連復興事業補助 | －See陏神•淡路イペント補助 |
| 13年2月 | 被災者自立支援金の創設時見込みからの鲳分に対する財源措置決定 | －基金の延長（5，800億円） |
| 13年3月 | （拡充）民間賃貸住宅家稚負担軽減事業 等 29 事業 | －期間延長等 |
| 13年7月 | （拡充）政府系中小企業金融機関災害復旧资金利子補給 等 3 事業 | －受付期問延長 |
| 13年9月 | （拡充）高齢世帯生活援助員設置事業補助 等 2 事業 | －高桷者の見守り対策 |
| 14年3月 | （拡充）被災者住宅再建支援事業補助 等 31 事業 | －まちの賑わいづくり等 |
| 14年7月 | （拡充）政府系中小企業金融機関災客復旧资金利子補給 等 3 事業 | －受付期間延辰 |
| 14年9月 | （拡充）被災地域コミコニティプラザ設置運営事業補助 | －Bタイプ拡充 |
| 15年3月 | （拡充）被災者住宅再建支援事業補助 等 17 事業 |  |
| 15年8月 | （拡充）政府采中小企業金融機関災客復旧資金利子補給 等 3 事業 | －受付期間延長 |
| 15年10月 | （拡充）震災周年追悼•乱念行事関連復興事業補助 | －理事長特認事項追加 |
| 16年2月 | （拡充）災害復興ボランティア活動補助 | －高嶫者元気アップ 要件緩和 |
| 16年3月 | （拡充）復與まちづくり支援事業補助 等 18 事業 |  |


齿

|  | 黄災古後の緊急対策 $\left[\begin{array}{ll} 19 & 9 \end{array}\right)$ <br> （平成7年1月～） | 克急仮設住宅対䇿 <br> （平成7年4月～） | 柦久住宅への格行のための皧合フロロラム（1996） （平成8年4月～） | 生活復䀼支援策の拡充 <br> （生活復興局の設圈） <br> （平成8年7月～） | なり住宅への移行䦨始期の生活葆興の推雔（1997） （平成 9 年 4 月～） | 十毕久住宅への大尿移行期の <br>  |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
| 住 宅 | - 歫怠仮設住宅の建設着 I <br> - 其网住宅等の此急伦険度判定 <br>  <br>  <br> －炎害後興公営住宅等の建放 | - 地域型仮設住宅の建设 <br> - 仮設住宅の垻境驚偏 <br>  <br>  <br>  <br> 子絃綌 <br>  <br> （第1次） | 及び家貨低城化対策 <br> －持ち家再建支援策の㨩充 |  <br> 幕集（第2次～第3次） <br> －公的焦宅人居促雔車業 <br>  क初形 |  4次 <br> －放災者的けコレクティブハウシング <br> 等枚栱 <br> －災素德興公営住宅入居予定者事前交沉車業 | 公的住宅入居待揀者支援事業 <br>  <br> 裏事業 <br> 火吾要興がリーブヘクス慗備事業 <br>  <br> いきいき等住推進員の設圈 |
| 就 带 | - 矦用特別相棪寗いの設園 <br> - 庥用保唤失業紷付の特挒措港 <br>  <br>  | －焦用堆持挼励金制度及び被災者 <br> 臀用供糼金制度等 <br> 一日ハローワークの実施 | - 求人開括ローラー作戦の実施 <br> - 霞炎失業者徣用垫励金 | 被災高年粉者生きがい就労対策事䑁（シルバー人材センター事菜の扰充 | ふれあいハローワーク事業 <br>  <br> 蚾災地しこと開発事業 |  |
|  | －保健活動•食生活改槊活動 <br>  <br> - 被災者こころのケア事粂 <br> - 焱悎を受けた子どもたちの心 の理解とケア事業 <br> －救樭所，避欸所数護センター の設㽢 | こころのクグクターの設畳•違営 <br>  <br> 整偳 <br> - 地域型仮設住宅入居者切事業 <br> - クリルーフホームケア事業 <br> - 特別義護老人木ームの揱制し整僙 <br>  <br> ${ }^{\circ}$ ）生活援助員派遣事業 <br>  | －ホームヘルプサービス緊急整倫事業 | 竐 | ThJーRリMr <br>  <br>  <br>  <br> 事采 | －民生委只•见童委貝の增員 <br> 充 |
| 生活盶金 | $\text { 義援金第 } 1 \text { 次配分 }$ | －災室报讙资金货付延長 <br>  <br> －義揤金第 2 次机分 | －缡碔者生活安定瓷金代付 －生活螎祉資金（芸宅）特例措圆 | - 生活復興瓷金蒨付 <br> - 義援金第 3 次完分 |  <br>  <br>  き上には | －教炎者自立支壎金の支給 |
|  |  <br>  <br> －私立学校等投業料等蛏独特別対筮補助 <br>  <br> －震炎関連消茷生活相談の実施 | －被災者隼興支根会联の教圆 <br>  <br> －此急使没住芼巡回相醈の夫施 <br>  <br> －ふれあい安心くルの砣府 <br>  <br>  <br> －完岛了ッフ自立活終期成 <br>  <br>  | - 生活支报アドバイザーの教園 <br> - ふれあい交罪相談員の設相 |  <br> フェニックス・リレーマーケット垂罢 <br>  <br>  <br> 運学支授 <br>  <br> 摱鲌（7ェーククスプラザ）の設造 | 生活支摄マネジメントシステティ <br> 至，支柍者二ユース，市町列支 <br>  <br> 偳軗サホーターの設要 <br>  | －くらしの資金棈報フローアッグ事業元気充傻カレンター車業 T1日杜車䡃」，いきいき体験害塄の新龍 <br>  <br> 黄らしの便利执本作成支原重業 T男もカンタンにてきるいどはた <br> 伎棲車案 <br>  <br> 退道 <br> ※坐活復興支援ブログラム |
| 菛外に属住 する被炎者 |  | 元気アッフ自立活動期成 |  | 尿の嗞充 <br> ひようご便り」の発行 <br> －フリータイヤルによる䉓枯相㭠の炎施 <br>  |  | 度の夫施 <br> 事業 <br> ふるさとひようこかんのック支援事業 <br> - 「カムム゚ ックマーケットの新設 <br> - 照営住宅設管采例の改正（家屋 <br> 解体世鱼の在住在勤条作の緮和） |


|  | やり住宅への最終移行期の白文支援（1999） （平成 11 年 4 月～） | 杧久住宅での本格的な生活集興の支援（2000） （平成12年4月～） | 桓久住宅ての本格的な生活 <br>  （平成13年4月～） | 梗久住宅での本格的な生活後興の支援（2002） （平成14年4月～） | 桓久住宅での本格的な生話 <br> 後興の支援15（2003） <br> （平成15年4月～） |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
| 住 宅 | －一時人居住宅相談事类 | 変興住宅への駐在所の設莹 －いきいき餃住推進員の㛇充 |  |  |  |
| 就 労 | 被災地コミュニティ・ビジネス への支摱（入門相談•㑲報提供車楽，参面支援要業，セシナールの開権陸虑援車業） |  | 被災地しこと閒発就蝺等促進支援事業 |  |  |
| 健康•絔裃 |  | 信康つくくり自主クループ青成車業 ごころのケア相談空」，こころ のケフ矿究所の設置 | －「まちの保䧶室」の開敵 | こころのケア䂨究•矿修セン夕ー（仮称）の梌㒀 | 「まちの保健室」キャラバン廉による乾間車業 |
| 生活梘金 | －生活復興瓷金の取投期問延辰 |  の対必 |  | 披災者自立支榎金の特例制度 の実施 |  |
|  | 被災者復興文援会諾 II の設睤地域活勤推倠事業（地域活動推雔員䜕座，地域話動スデ－ラリンの整㴜， ひょうここミ原うかけ形成） <br> 「NPOと行行政の生活復興会謓］ の開碓 |  コーティネーターの杸䗆等）旌活复酸のためのNPO 活動文援事業 <br> ※生活復興後暕ブログラム 2000 | 披災者復興支援会満IIIの設没復災地NPO活勤応援作付地域通貨実俊支援車業体赖活動パイロット事業 （10月～） <br> 高䜿世带生活援助員の設䨌地域見守リネットワーク会謂開隻支摱電 <br>  アップ活動支援車業 <br> ※生活復興㙂働フロクラム | －ラジオによる旅災高䖋者等へ <br>  <br> 腒暗問東亲 <br> 逕回型いきいきは事整開㟲事 <br>  <br>  | 货間•休旦見守り・安心システムの <br>  <br>  <br>  <br> 間榫車鸾 <br> 電支愎車葉 |
| 閭外に居住 する被災者 | －橗学住宅㹲第条例の改正（家屋末解体世帯の在住在勒条件 の緮和） |  |  |  | －悲外居住被災者を対象にした㖟省入屈（一部の住宅，5制優先）の実旅 |

## （2）支援施策段階的要件拡充の事例

以上のように，「復興基金事業」は，その財政的基盤が段階的に拡充されてきた。これを受けて，「復興基金事業」による支援施策の多くで，それぞれの支援施策を享受可能な要件，対象が段階的に拡充された。その主なものを表18にまとめた。類似の事業も存在するので， ここではその代表例として，表 18 から $1 \sim 5$ の事業をとりあげて，支援施策の段階的拡充 の実態について，その具体例を見ておこう。

表18 復興基金事業の要件拡充例（兵庫県まとめ）

|  | 事 業 名 | 拡 充 の内 容 |
| :---: | :---: | :---: |
| 1 | 被災者住宅購入支援事業補助 | H8．7区域要件の緩和，利子補給対象に民間融 |
| 2 | 被災者住宅再建支援事業補助 （H7． 4 制定） | 資追加 <br> H9． 1 面積要件の緩和 |
| 3 | 民間賃貸住宅家賃負担軽減事業 （H8． 7 制定） | H9． 1 県外被災者に適用 <br> H9． 3 補助期間延長，補助額増額 H12． 1 補助期間延長，補助額増額 |
| 4 | 復興まちづくり支援事業補助 <br> （H7．8制定） | H8． 7 補助限度額増額 <br> H10． 3 アドバイザー派遣要件の緩和， <br> 復興市街地の空地の環境等を追加 |
| 5 | 商店街•小売市場復興イベント開催事業補助（H9． 3 制定） | H9． 10 広域的に連携して取り組む商店街の活性化に効果的な事業に補助 <br> H12． 3 補助対象要件の緩和 <br> H14．3 被災地商店街等にぎわい創出イベント事業の追加 |
| 6 | 商店街•小売市場共同施設建築費補助（H9． 3 制定） | H12．3 補助対象要件の緩和，「市町補助」要件 の廃止，補助率•限度額引き上げ |
| 7 | 被災商店街コミュニティ形成支援事業補助（H9． 10 制定） | H12．3 補助対象要件の緩和，「市町補助」要件 の廃止，補助率引き上げ |
| 8 | 被災商店街空き店舗等活用支援事業（H10．3制定） | H12．3 補助対象要件の緩和，「市町補助」要件 の廃止，補助率•限度額引き上げ |
| 9 | 共同店舗実地研修支援事業 （H10． 3 制定） | H12．3 補助対象要件の緩和，「市町補助」要件 の廃止 |
| 10 | 小規模事業者事業再開支援事業 （H10． 10 制定） | H12．3 補助対象要件の緩和，「市町補助」要件 の廃止，補助限度額の拡充 |

1 の被災者住宅購入支援事業補助，および，2の被災者住宅再建支援事業補助は，災害復興（分譲）住宅の建設促進を目的としている。補助対象者としては，「被災した民間賃貸住宅の所有者及び持家層（共同住宅を含む）のらちで，自らの住宅を再建することが困難 なもので，その費用相当分の土地及び建物の権利を譲渡することを条件に，住宅•都市整備公団，住宅供給公社，民間事業者等に災害復興（分譲）住宅の建設を代行させ，災害復興（分譲）住宅の認定を受けた者」とされた。平成 7 年 7 月事業開始である。しかし，翌年，平成8年7月には，区域要件が緩和され，あわせて利子補給対象者に民間の融資も追加された。また，平成9年1月には，面積要件が当初の125平方メートル以下から175平方メートルに緩和された。その後，何度かにわたつて受付期間延長もなされている。

3 の民間賃貸住宅家賃負担軽減事業は，「阪神•淡路大震災により住宅を失った中低所得 の被災者が民間賃貸住宅に入居する場合において，家賃の初期負担の軽減を図るために家賃の一部補助」を行う事業として位置づけられ，平成8年7月に制定，同10月試行された。

当初，補助対象住宅は，住戸規模が 25 平方メートル以上で，専用の浴室•台所•便所を備 えており，かつ，兵庫県内に所在する民間賃貸住宅に限定された。しかし，わずか数ヶ月後，平成 9 年 1 月（施行は同 3 月）には，面積要件，および，設備要件はいずれも撤廃さ れ，所在地要件についても，「兵庫県外においては，平成14年3月31日までに県内に居住 する意志のある被災者が入居する民間賃貸住宅」も対象に加えられた。さらに，補助額も，当初は平成 $8 \sim 9$ 年度が 3 万（家賃 6 万以上），家賃の 2 分の 1 （家賃の 2 分の 1 ），同 10年がそれぞれ 2 万，家賃の 3 分の 1 ，同 11 年がそれぞれ 1 万，家賃の 4 分の 1 の計画であ った。しかし，平成 9 年 3 月施行の改訂で，平成 11 年度までは 3 万，家賃の 2 分の 1 ，平成 12 年度が 1 万 5 千円，家賃の 4 分の 1 に拡充された。この民間賃貸住宅負担軽減事業は，長期的な視点にたった支援施策について，多くの教訓，課題を今後に提供する事例である と判断されるので，項をあらためて詳述することにする。

4 の復興まちづくり支援事業補助は，被災地において展開される住民主体のまちづくり活動の支援拠点として，「ひょうご都市づくりセンター」を設置し，アドバイザーの派遣， まちづくり活動に対する資金助成などを通じて，市街地の健全な復興を推進するための支援事業である。平成 7 年 8 月に決定され，翌月より開始された。その後，平成 10 年 3 月に， アドバイザーの派遣要件が緩和され，あわせて，空地の環境整備を行う住民組織への資金助成や空地にバザールを設置する住民組織への資金助成などの補助事業が追加されるなど の拡充措置がとられた。また，受付期間や補助期間も延長された。

5 の商店街•小売市場復興イベント開催事業補助は，「被災地内の商店街等が復興をアピ ールし，「来街者の増加を図るために開催する復興イベント事業の経費の一部を補助するこ とにより，被災商店街等の復興を推進するとともに，地域商業の活性化に資する」ことを目的とした事業である。平成9年4月に施行された。当初は，補助対象者は，災害救助法 の適用を受けた 10 市 10 町内にある商店街•小売市場等で，ただし，構成員の $40 \%$ 以上が全壊または半壊の罹災証明を受けていることが必要であった。また，補助率も，事業額の 2 分の 1 以内で 100 万円が限度とされた。しかし，その後，平成 9 年末に，限度額が 500万に拡大され，平成 12 年 4 月には，対象者要件の後段部分が，構成員の $5 \%$ 以上が全壊も しくは半壊の罹災証明を受けていること，または構成員の半数以上が罹災証明を受けてい ること，に緩和された。

## （3）事例検証：民間賃貸住宅家賃負担軽減事業

先に述べたように，同事業は，「阪神•淡路大震災により住宅を失った中低所得の被災者 が民間賃貸住宅に入居する場合において，家賃の初期負担の軽減を図るために家賃の一部補助」を行ら事業として位置づけられ，平成 8 年 7 月に制定，同 10 月試行された。当初，補助対象住宅は，住戸規模（面積と設備）による制限が加えられ，かつ，兵庫県内に所在 する民間賃貸住宅に限定された。しかし，わずか数ヶ月後，平成9年1月（施行は同3月） には，面積•設備要件はいずれも撤廃され，所在地要件についても緩和された。さらに，補助額も順次拡充された。

まずは，当初の事業意図について確認しておこう。「阪神•淡路大震災復興誌（第 2 巻）」 （184頁）には，以下の記述がある。

震災により住宅を失った被災者のための公的な賃貸住宅として，低所得者層には災害復興（賃貸）公営住宅，中堅所得者層には特定優良賃貸住宅（災害復興準公営住宅）の提供に努め，被災者の家賃負担の軽減を図っている。しかし，特定優良賃貸住宅は，家族世帯向けの規模の大きな住宅であり，所得成長階層を前提とした家賃体系となってい る。このため，単身者のみの世帯や所得増加の見込めない高齢者のみの世帯にとっては，特定優良賃貸住宅を利用することが難しく家賃の初期負担の軽減を図れないおそれがあ る。こうした事態を解消するため，「総合プログラム」において「民間賃貸住宅家賃負担軽減制度」を創設し，特定優良賃貸住宅を補完する役割を担う，中低所得の被災者が賃

貸する民間賃貸住宅等の家賃について，市町による公的な関与のもとで家賃の一部補助 を行うこととして，一部の市町村を除き1996年（平成8年）10月17日より受付が始ま った。

この説明によれば，この制度は，中低所得者，とりわけ，高齢者や単身者を念頭におい たものとして位置づけられている。しかし，実際には，この制度が当初設定した支援要件 は，多くの被災者にとって不十分なものであった。

第 1 は，対象となる物件の面積•設備要件である。たとえば，このような事例が，「大震災，問わずにはいられない」（神戸新聞社，1999 年）報告されている。

プレハブ 2 階建てのその賃貸住宅は，神戸市東灘区の阪神電鉄深江駅から歩いて 5 分 のところにある。6畳と 4 畳半の 2 間続き。トイレはあるが風呂はない。スーパー勤務 の主婦（53 歳）は，この「風呂なし」が，家賃補助の網からこぼれ出る理由になるとは，思いもしなかった。

この被災者の場合，当初仮設住宅の抽選から漏れ（年齢要件が影響を及ぼしている。先述の中堅層に対する支援の項を参照），入居していたマンションが工事を控えていたため， そこから出る必要があり，このためにこの賃貸住宅に入居している。伝えられるところに よると，本要件は，国が定めた単身者の最低居住基準を念頭においていた。この基準は，復興基金が国からの交付金に大きく依存していたこととも関連して，被災者対策と同時に住宅対策一般にも配慮したためとされている。

しかし，本制度が，上記の通り，「中低所得者」を念頭においたものであったとすれば，上例のような住宅事情を余儀なくされた被災者層こそ本制度によって救済されねばならな かったはずである。被災者からの苦情，現場の声に押される形で，本要件が制度施行から わずか数ヶ月後には撤廃されたことは—もちろん，現場の実状に柔軟に即応したとポジ ティヴに検証することも可能ではあろうが—，施策実行にあたって中長期的な見通しに欠けた面があったことを示していると言えるであろう。

第2の不満は，県外被災者の声として聞かれた。県外被災者がさまざまな点で不利な立場に置かれていたことについては，先に 2（2）で詳述した。加えて，この民間賃貸補助 については，県外被災者は完全に対象外とされた。この点に対する反発は大きかった。被災者からの反発，県外被災者を支援していた「りんりん」からの運動等をらけて，この条項もすぐに撤廃され，県内に戻る意志があれば県外被災者も対象となることとなった。

しかし，それでは，当初，県外被災者が対象外となった根拠は何か。「大震災，問わずに はいられない」（神戸新聞社，1999 年）によると，県は「制度は市町と被災者，家主が三者契約を結び，市町から家主に補助する仕組み。県外でやろらとすれば，全国約 3200 もの自治体にお願いしなければならない。実務的に不可能」との根拠をしめしていたと言う。

それでは，数ヶ月後には，方針が転換された理由•経緯はどのようなものだろうか。こ の件について，県は次のような見解を示している。すなわち，地方公共団体が実施する各種施策•事業は，当該自治体の住民を対象として実施されることが原則であることから，対象は，当該自治体内に居住する者に限定されることとなった。しかし，大震災は，被害 が甚大であり，被災者に必要な住宅を確保するまでに相当な時間を要することから，高齢 や健康上の理由等により避難所等での長期間の生活が難しく，早急に住宅の場を確保する ことが必要な被災者が少なくなかった。このため，自ら県外に住宅を確保した被災者がい たほか，県としても，全国自治体等の協力を得て，県外の公営住宅への一時入居を促進し た。

また，県外居住被災者は，県外への転居は一時的な避難であり，いずれは兵庫県へ戻り

たいとする希望を持つ場合も少なくない。このため，県外居住被災者についても，県立に戻る意志のある被災者については，一時的に県外に居住しているものであることから，県内へ戻るまでの間の支援を県内の被災者と同様に行うという判断が生じた。さらに，問題 の三者契約についても，一部の家主が，事務手続きの煩雑さ等を敬遠して契約に応じず，県外居住被災者へ支援が届かないケースが発生していた。これに対応するため，県の外郭団体である（財）兵庫県住宅建築総合センターを家主の代行機関として，同センターと市町，被災者の三者契約により支援を行らなどの措置を後から講じることによって，県外被災者 への支援を可能にした経緯があった。
以上のように，支援する側の県，支援を受けた（あるいは，その対象から漏れた）被災者双方に，相応の言い分はある。いずれにしても，この問題も，巨大災害に対する対応は被災地の自治体だけではなく，全国の自治体すべてに関わる広域的な問題であることを示 している点が非常に重要である。「見通しがたたない」ことに由来する支援施策の段階的拡充を回避するためにも，自治体間の広域連携は緊急時の救援作業に限定される者ではなく，復旧•復興期の被災者支援にも重要な役割を果たすことについて全国の自治体が共通認識 を有すること，このことを重要な検証項目として指摘しておくことができる。

## （4）総括

本項では，各種の支援施策が，時間の経過とともに段階的に拡充された経緯について検証した。すなわち，支援施策は，一般に，行政システムを含め社会が大きな混乱に陥り， かつ，先が読めない震災直後には薄く，その後，予算措置や体制の立て直しに伴って手厚 くなる傾向にあった。

これは，一方では，肯定的に評価されるべきものである。未曾有の大災害からの復興過程もまた，未曾有の体験である。だれも，そのすべてを予期することなどできない。復興 の進渉状況，内外の社会•経済的変動など，さまざまな変化に柔軟かつ有効に対応した結果としてこのようになったという一面がある。

しかし他方で，段階的な支援拡充は，時に「さみだれ式」との批判があったように，大 きな支援が必要な困笨期には支援が十分行き届かず，逆に，その後，被災者の自己選択に よる自力復興が求められる時期になって，かえって支援が手厚くなることもあった。この ことが，長期的な視点にたったとき，被災者や被災地の復興を阻害した可能性も考えられ る。

結論として，長期的な復興過程の全貌を見渡した場合，（a）基本的には，支援施策は，初期に厚くし段階的に縮小すること，（b）そのことを含めた支援施策の全貌を，可能な限り早 い時期に，被災者に一括提示すること——後，以上 2 つのことが求められるであろう。

## 4 今後の災害復興対策への提言

以上の検証を踏まえて，最後に，今後，災害からの復興施策を企画•実施する場合に，一般に考慮が求められる留意点について提言する。
（1）支援のメルクマールの抜本的な見直し
被災者への各種支援の要件は，主に家屋の被害程度（全•半壊（焼））や前年度の所得に より設定されてきた。しかし，震災に起因する「仕事の喪失（離職）」や「大幅な収入減」等により，復興が困難な事例が少なくない。

このため，これらの状況も勘案して，適切な支援が行えるよう支援のメルクマールを検討する必要がある。

また，「中堅層」は，他の年代層に比べ収入が多い一方，住宅ローンや教育費等支出も多 いことから，「家計収支」に余裕がないケースが多い。このため，支援策を適用する所得要件を設定する場合，各年代層の「家計収支」の状況も勘案して設定する必要がある。

## （2）広域に避難した被災者の実態把握の仕組みの構築

県外へ避難した被災者について，被災自治体のみでは，その所在等の実態把握は困難で あるため，各種の支援情報が十分届かないケースもあるほか，支援施策の検討にあたって のニーズの把握等が困難である。

このため，大規模災害時には，避難者（被災者）が，支援情報等を必要と判断する場合，避難先の自治体に「被災者である」旨を届出，被災自治体へ連絡が入るような全国的な仕組みの構築が必要である。同時に，機動性のある NGO，ボランティア団体などの活用も有効である。

## （3）支援策の一括提示と段階的な縮小による自立促進

各種支援策は，ニーズの有無や復興の進渉状況によって適宜見直される必要があること は当然である。しかし，段階的な支援の拡充は，時に「さみだれ式」となり，被災者が行政に依存し，自立に向けた取り組みが阻害されることが危惧される。

このため，可能な限り，復興過程を見通して，各過程に応じた支援施策を予め一括提示 するとともに，支援内容については，例えば，補助額や率，対象範囲等を段階的に縮小す ることにより，自立への円滑な移行を促す必要がある。
（以上）

